ハンガリー人民共和国における憲法改正

--- 意 義 と 問 題 点 ----

平 泉 公 雄

- 1 はじめに
 - 1. 憲法改正の作業過程
 - 2. 旧憲法制定の歴史的背景
- 3. 新憲法制定の歴史的背景

Ⅱ 前 文

Ⅲ 社会制度の性格

- 1. 政治的性格規定
- 2. 経済的性格規定
- 3. その他の変更点

IV 国家権力諸機関

- 1. 国家会議
- 2. 人民共和國幹部会
- 3. 關僚会議
- 4. 評 議 会
- 5. 裁判所
- 6. 検 祭

V 市民の権利と義務

VI国章の変更

VII 新憲法と社会主義理念

--- 若干の考察 ----

Iはじめに

1972年4月19日、ハンガリー人民共和国国家会議は改正憲法を採択した(1972年法律第1号。同日発効)——本稿では「新憲法」または「新法」と呼称する。改正前の憲法——以下「旧憲法」または「旧法」と呼称——は1949年8月18日に採択されたものであた。(1949年法律第20号。1949年8月20日発効)(注1)つまり両者の間には実に23年間の歳月が横たわっている訳だが、本稿はこの二つの憲法の相互比較を可能なかぎり条文に従っておこない、その中で新憲法の性格およびその背後にあるハンガリー社会の発展さらには新憲法に反映されている思想

が社会主義の理念に対して持っている意義と問題点を明 らかにしようとしている。本題に入る前に若干の予備的 な検討をおこなっておく。

新憲法がまったく別個の憲法の採択という形をとらずに、改正という形を取ったことについては次のような説明がなされている。「(旧憲法制定以来の) 20年間にわが国の政治、経済、文化の諸生活には根本的な変化が生じた。しかしこれらの歴史的諸変化にもかかわらず新しい憲法の作成の必要性は存在していない」(第10回ハンガリー社会主義労働者党大会——1970年11月23~28日——のヤーノシ・カーダール党第一書記報告)(性2)。

さらに、いま少し詳しい説明が党政治局員で中央委員会書記であるベロイ・ビスクによってなされている。「これと関連して私はわれわれがなぜ憲法の改正について語り、新しい憲法については語らないのかという問題を詳述したいとおもう。現行憲法は労働者階級、勤労人民、社会主義建設に正しく奉仕してきたし、奉仕している。しかしそれと同時に近年わが国には共和国の基本法にも反映されねばならないような諸変化が生じたという事実がある。社会主義の基礎が打ち立てられ、農村に立ていれて対する協同組合的所有が形成された。とはいえここでの本質的な改造はまだ完了していない。われわれには憲法の条項にも党の指導的役割、プロレタリアート独裁のシステムの中での社会的諸組織の役割を確認する必要があるとおもわれる。これが憲法に修正を加えることを要求している諸要因なのである。

それでもやはり新しい憲法を今作成することは正しくないだろう。なぜなら――われわれの意見では――わが 国の社会は巨大な前進にもかかわらず質的に新しい発展 段階には入っていないからである。こうしてたとえばハンガリーをすでに社会主義の建設が完了した国と語ることは時期尚早なのである。それに憲法というのはまさに何よりもまずすでに達成された諸成果を反映しなければ ならないのである」(注3) (党機関紙「ネープ・サバッチャーク」編集局員イムレ・ヴェルチェシのインタビューに答えて)。後に見るように新憲法はかなり本質的変更を旧憲法に加えているのであるが、上記の引用ではあたかも新憲法の画期的な意義をなるべく強調しないように配慮しているかのようである。少々理解に苦しむところであるがおそらくはソ連を刺激しないための配慮であろうとおもわれる。

1. 憲法改正の作業過程

憲法改正の作業は司法大臣ミハーイ・コロムによれば すでに第8回党大会(1962年)直後に専門家の間で開始 されたといわれる(注4)(もっとも部分的改正は1950年、 1954年と1957年になされている)。しかし改正の必要性 が正式に表明されたのは第9回党大会決定においてであ った。もっともそれは次に述べるような形で言及された ものであった。すなわち党大会決定は社会主義的民主主 義の強化の確認と今後一層の強化の必要性についてのべ た項目(11・対内政策と社会的諸関係、(13))の最後に次の 一文をつけ加えていたのである。「ハンガリー人民共和 国憲法は1949年に採択された。それ以後、われわれは社 会主義社会の基礎建設を完了し社会主義の完全なる建設 に着手した。この間の諸変化を憲法の中に反映させるべ き必要性が成熟した」(注5)と。さらに憲法改正の必要性 が前面に出されて改正の基本的性格についての討論がは じまったのは第10回党大会でのことである。党大会報告 のなかでヤーノシ・カーダール党第一書記は次のように のべている。「すでに第9回党大会はわが国の憲法に変 更を加えることについての必要性を指示した。この作業 は長期間を要したが、今や仕上げの段階にある。1949年 に制定されたハンガリー人民共和国憲法はわが国人民の 偉大な歴史的成果であった。20年以上前に採択された憲 法ではハンガリー人民共和国は勤労人民の国家であると 確認されている。憲法ではそれに先行する期間の闘争と 労働の結果が総括され、わが国の発展の道が一般的特徴 において規定されている。

この間の20年間にわが国の政治,経済,文化の諸生活には根本的な変化が生じた。しかしこれらの歴史的諸変化にもかかわらず新しい憲法の作成の必要性は存在していない。だが同時にわれわれは国家会議がわが国の社会における現在の状況を考慮して,それに対応した変更を加え,ハンガリー人民共和国の基本法をいっそう発展させることが必要であると考えており,それを提案するものである」(性6)と。

この報告は改正の具体的内容には言及しなかったが,その基本的方向については次のようにのべている。「憲法は最近20年間に生じた諸変化を反映しなければならない。その中では国家生活,国家会議,政府,地方評議会の活動および一般に国家権力機関の仕事のなかに生じた諸変化が考慮さるべきである。憲法は社会主義建設の現段階における市民の権利と義務をより正確に規定しなければならない」(在7)と。ただ国名については具体的な示唆が与えられた。「ハンガリー人民共和国という名称は労働者階級,わが国勤労人民の闘争の最も重要な結果および彼らの最大の歴史的成果——人民国家の創設を正しく反映している。

わが国の国家および社会制度はその性格と階級関係に関していえば,そしてまた所有の形態に関していえばすでに社会主義的なものである。しかしながらわが国における社会主義の完全なる建設の過程はいまだ継続中である。党はわが国に社会主義共和国を宣言すべき時期にはまだ到達していないと考える。われわれの意見では創造的労働には成功しているが新しい名称を付与することには遅れているといったことの方が,名称変更には性急だが社会主義建設の点では遅れているといったことよりも良いと考えている。ハンガリー人民共和国という名称は今日なお各人にとって,彼がどこにいようとも,明白に勤労人民の権力,勤労者の国家と祖国,建設されつつある新しい社会主義世界を意味しているのである」(注8)。

以上の党大会報告をうけたのち、党大会決定は憲法改 正の目的をつぎのように規定した。「憲法におけるこれ ちの諸変更の目的はわが国の社会発展の成果,なかんず く社会主義の基礎がわが国に創出され強大になったとい うこと、われわれの祖国が社会主義建設のより発達した 段階に入り新社会の完全なる建設の道を歩みつつあると いうことを確固たらしめることである。これに対応すべ く憲法における諸変更は国家の社会主義的性格の強化, 社会主義的民主主義のいっそうの展開,そしてわが国の 発展の事業に奉仕しなければならない」(注9)。

党大会後(1971年6月)国家会議は憲法改正案作成のための委員会(議長ジュラ・カーライ党政治局員)を発足させた。新憲法案は1971年9月に完成し各社会的諸組織,研究機関(全ハンガリー祖国人民戦線評議会,ハンガリー労働組合中央評議会,共産主義青年同盟中央委員会,全ハンガリー婦人評議会,ハンガリー科学アカデミー幹部会,全ハンガリー協同組合評議会,首都と州の評議会執行委員会など)に送付され計議にゆだねられた。

それらの意見をもとに1972年3月26日最終案が作成され 公刊された。こうして本稿の最初にのべたように1972年 4月19日に国家会議は満場一致で改正憲法を採択したの である。

以上が憲法改正に到るまでの事実経過であるが、すでに明らかなように新法は旧法に新しい内容をもるという形式をとっている。しかし実質的にはかなり根本的な変更、事実上は新しい憲法の作成を意味するほどの意義を有しているのである。このことの必然性を理解するためには両憲法制定の間の23年間にハンガリーに生じた政治、経済、文化の諸分野における諸変化を一応概観しておく必要があるだろう。

2. 旧憲法制定の歴史的背景

旧憲法の制定された1949年という年は戦後ハンガリー 史においていかなる時期であったか? 結論を先にのべればこの時期は政治面におけるプロレタリアート独裁の確立,経済面における社会主義的生産関係のヘゲモニーの確立,計画化の確立に対応している。

これに先行する時期の政治過程を若干概観すれば以下の通りである。1944年10月にソ連軍による解放が開始されるがこの時点での共産党の政治的影響力はほとんど無視しうる程度のものでしかなかった。解放直前には支持者を含めても1万2000名を越えなかったといわれるし(注10)、1945年初頭においてもなお党員数は3万名程度であった。また解放後の臨時政府は民主的諸政党の統一戦線であったところのハンガリー民族独立戦線によって組織されたが、これの内部でも保守的性格の強い小地主党が最大の政治勢力であった。1945年11月の戦後最初の国会選挙では小地主党の得票率が56%であったのに対し共産党は17%でしかなかった(社会民主党17%、共産党と協力関係にあった全国農民党8%)。こうして1945年11月に成立した最初の正式の政府は小地主党の政治的優位の下に組織されたのであった。

しかしこの直後から共産党のイニシアティブの下に、 民族 独立 戦線内部の右派勢力に対する攻撃が開始された。つまり1946年3月には民族独立戦線内部の小地主党 を除く3党は左翼ブロックを結成し、小地主党に対し右派議員の追放を要求したのである。これは成功した。こうして1947年8月31日の第2回国会選挙では共産党は得票率22.3%で第1党になった。一方小地主党は15.4%に凋落した(社会民主党14.8%、全国農民党8.3%)。しかし追放された小地主党右派はハンガリー独立党、民主国民党、急進党を復活させて反撃し、これら諸党は合計 39.2%を得票していた。

つぎの段階では共産党は選挙の結果明白となった右派 諸政党に攻撃を集中しつつ、社会民主党内の右派への攻 繋も開始した。まず1947年11月にはハンガリー独立党が ファシスト組織であるとして解散させられ、つづいて民 主国民党(カトリック系)もその政治的指導者ミンゼン ティ枢機卿が1948年12月に反政府陰謀を企てたとして逮 捕されたのを機会に解散に追い込まれた。一方社会民民 党に対する共産党の切り崩し工作も成功し1948年3月に は社会民主党が共産党との合同を決定した(6月合同大 会)。こうしてハンガリー勤労者党が成立した。その組 織人員は100万名を越えていた。こうした状況の中で第 3回国会選挙が実施された。ここではハンガリー勤労者 党が72%の得票率を得て第1党となった。民族独立戦線 内の小地主党、全国農民党を加えると得票数は実に97% に達していた。このように1949年という年には労働者階 級の単一政党の成立とその党の政治的ヘゲモニーの確立 とがともに実現(これがプロレタリアート独裁樹立のメ ルクマールとされる) されていたのである。

しかしこの時期の政治過程の性格はこれだけでは明ら かとならない。ハンガリー勤労者党の政治的ヘゲモニー の確立とほとんど時を同じくして勤労者党内部で政治粛 清が開始されたことを見なければならない。1949年から 1950年代の前半にかけて東欧の社会主義諸国では共産 党, 労働者党の最高指導者に対する政治裁判(これらは 全てデッチあげであることが後に明らかとされその犠牲 者の多くは復権=名誉回復している)が、あたかも帝国 主義陣営におけるこの時期の赤狩りと双生児であるかの ように荒れ狂っているが、これらの政治裁判の口火を切 り、後につづくそれらの模範ともなったのがハンガリー のライク裁判であった。これらの政治裁判は1948年6月 28日のコミンフォルムのユーゴ決議に端を発している。 ユーゴ決議の政治的本質はソ連軍の力を借りずに自力で ドイツ・ファシズムから自国を解放したユーゴ共産党の 自主独立的傾向、民族特殊性に応じた多様な社会主義建 設のモデルをイデオロギー的に断罪した点にあったとい える。つまりこれはソ連に対する他の社会主義国の全面 的従属とソ連型モデルの絶対化とを確認し、また強要し たものに他ならなかった。そして政治裁判はこの決議の 正しさを証明するために設定された演劇の舞台であっ

さて1949年5月30日, ハンガリー勤労者党内でマチアシ・ラコシにつぐ実力者であり, 当時外相でもあったラ

ースロー・ライクがその他数名の党最高幹部とともに逮 捕された。彼らはアメリカ帝国主義の手先となりチトー と共謀してハンガリーに武装反乱を起こし, ハンガリー をユーゴスラヴィアの植民地にしようとしたというかど で起訴され死刑を宣告された(10月15日処刑)。これに つづいて現ハンガリー社会主義労働者党第1書記ヤーノ シ・カーダールをはじめ主として大戦中に国内あるいは 西欧で地下活動をおこなっていた者あるいはスペイン内 戦で義友兵として共和国軍に参加した者が同一の理由で 投獄された。政治粛清は単にハンガリー勤労者党つまり はハンガリー人民共和国そのもののソ連共産党(当時に おいては同時にスターリン個人)に対する従属を完成し ただけではなく、同時に党内の反対派を追放する手段で もあった。つまりこれは、モスクワ帰りの共産主義者の ヘゲモニーの確立、さらに彼らの中の最高指導者であっ たマチアシ・ラコシの個人専制体制の確立をも意味して いたのであった。しかもこれらの犯罪的行為は階級闘争 激化の理論によって紛飾されつつおしすすめられていっ たのである。

1945~1948年間のハンガリーでは、たしかに激しい政 治闘争が展開されてはいたが、いまだ社会生活全般にわ たってリベラルで寛容な雰囲気が保たれていたとフェレ ンツ・フェイトはのべている(彼はライクの友人でライ ク裁判で無罪の証人を買って出た。裁判後亡命)。「1945 年には共産主義者達は進歩的思想のもっとも『必然的』 なチャンピオンとして、また民主主義的で民族的な最良 の伝統と結びつこうと腐心する者として世論の前に姿を あらわしていた。解放につづく数年間を通じて共産主義 者が第一に心がけたことは、彼らが人々に接する時、相 手に抱かせる不信の念をうち消すことと、執念深いファ シストや反共主義者は別として、あらゆる傾向の知識人 にこのましくみせることであった。共産主義者は、民族 主義者にも、社会民主主義者にも、農民出身の知識人に も、カトリック教徒にも手をさしのべていた。彼らはま た,上記の期間に――国民的,民主主義的観点から見て ---非のうちどころのない振舞いをしてきたとはいい難 い作家、芸術家、学者、教師に対しても、まったく寛大 な態度さえ示した。……このような自由の雰囲気や寛容 の風土こそは1945年から1948年にかけての期間の特徴で あった。……コミンフォルム結成による政治の転回が共 産主義的知識人にこれまでの態度を徹底的にかえるよう に強制した。有名なジュダーノフの干渉が新しい行動の 方向を指示したのである」(注11)。 つまりユーゴ決議には じまり――実際はハンガリーの政治警察をソ連の政治警察が支配するという形での下工作はもっと以前からはじまっていたが――政治裁判で完成されたところの対ソ従属、党粛清が、解放後ようやく成長しはじめた民主主義の芽をつんでしまったのである。旧憲法が制定された1949年という年はまさにこうした体制が確立した時期に対応しているのである。

つぎは経済過程を見ることにしよう。まず解放直後に着手された土地改革は1946年には完了し、半封建的大土地所有=ユンカー経営の解体と農民的土地所有=小農経営の確立が達成されていた。さらに1948年秋からは農業集団化が開始されており、1949年末には耕地面積の2.7%をしめていた(集団化もまたユーゴ決議をきっかけとして開始された。1951年以後暴力的形態が前面に出るようになる)。

一方非農業部門について見れば解放直後に解放前の国 営企業が国有化され社会化の第一歩が踏み出された(労 働者数の10%)。1946年1月1日には炭鉱が国家管理に移 され,5月25日には国有化が決定された(6月29日施行。 労働者数の22.2%)。つづいて11月21日には重工業の3 大コンツェルンが国家管理に移され国有部門の労働者数 は43.2%となった。1947年には銀行が国有化された。銀 行国有化は同時にそれらの支配下にあった多数の工業企 業の実質的国有化を意味していた(国有部門の労働者 ---58%)。さらに1948年3月25日には100名以上の雇用 労働者をもつ鉱工業企業の全般的国有化が実施された。 (国有部門の労働者-83.5%) 最後に1949年12月28日に は10名以上を雇用する鉱工業、運輸企業の全般的国有化 が実施され国有部門は労働者のほとんど 100% を組織す るにいたったのである。つまり1949年には非農業部門の 社会主義的改造は完了しており、農業においてもブルジ ョア民主主義的変革から社会主義的変革への移行がおこ なわれつつあったのである。

1949年はまた戦後最初の復興3カ年計画(1947年8月1日~1949年12月31日)が予定を5カ月繰り上げて達成された年でもある。工業生産は戦前水準を53.4%(重工業74.1%、軽工業38.5%)上回り重工業を主柱とする工業化が開始されたことが確認される(ただし農業生産はまだ戦前の85%)。さらに1950年1月1日から開始された第1次5カ年計画では、より一層の工業化テンポの引上げ、重工業化の促進を内容とする野心的な計画課題が予定されていた。

しかし上記の巨大な成功は同時に社会主義の理念を傷

つけるような否定的現象をも伴っていた。第1に企業の 国有化はソ連型のモデルの引きうつしであったため企業 内の労働者の立場からすれば事実上の地位の低下をまね いた。国有化前には政府の指導の下に工場では工場委員 会を通じる労働者統制が実施されていた。ところが国有 化とともに労働者は政府から任命されてくる企業長の絶 対的支配の下におかれるようになり、生産課題の超過達 成のために動員されるにすぎない単なる受動的存在でし かなくなってしまった。フェレンツ・フェイトは次のよ うに述べている。「工業においても『企業委員会』の果 たす役割は次第に重要なものとなっていった。この委員 会は幹部たちと緊密に協力して工場の管理に参与し、労 働者たちに責任と品位の感情を与えるのに役立った。労 働者たちは工業民主主義時代の到来を歓喜をもって迎え たのである。こうした発展をもたらしていた新政策は工 業の面でも不意に終りを告げてしまった。困難だが工業 民主主義の希望にみちている時期につづいて『経営者』 の時代、スタハノフ主義の時代が頑迷さや不断の宣伝や 強制的手段などを内包しながらやってきた」(注12)。

第2に農業集団化についても多くの問題点が指摘され ている(注13)。簡単に言えば集団化の前提となるべき大経 営用の生産手段の供給は重工業化路線のシワ寄せをうけ て不十分のままに放置された。また、個人農経営に対し ては政治的,経済的圧力(供出量,税金の殺人的引上げ, 生産資材のストップ、子弟の教育の機会の制限 etc) を 加えることによって集団化を促進しようとしたのであっ た。このため個人農民たちは土地改革の中で持つにいた った党に対する信頼感を傷つけられ、警戒の目で党の政 策を見るようになったのみならず、せっかく設立された 協同組合も経営が脆弱で生産性、所得のいずれにおいて も個人農経営より水準が低いままであった。第3に野心 的経済計画は国民経済力を無視したものであった。その 矛盾は消費と蓄積のアンバランス(前者の犠牲による投 資の増大), 生活水準の絶対的低下をすらひきおこすも のであった(1948年までは急速な生活水準の上昇が達成 され,しばしば1938年のそれを凌駕していた)。上記の ような経済面の矛盾、否定面は50年代に入ると顕在化し てくるのであるがその萠芽は1949年にはすでに表われて いたのである。しかし、こうした状態に対する抵抗はあ ったではあろうが階級闘争激化の理論が支配する状況の 下では反革命的活動として弾圧の対象にされるだけであ った。

旧憲法が制定された1949年とはまさにこうした目もく

らむような成功のかげで後年社会主義的適法性の侵害と して糾弾されるにいたる諸現象――非民主主義的諸現象 が発生し支配的となりやがて政治的危機を醸成するにい たる、そうした時代の起点となった時期である。そして それは主として対ソ従属と民族的特殊性を無視したソ連 型モデルの押しつけに起因していたのである(注14)。

3. 新憲法制定の歴史的背景

新憲法を必然的ならしめた要因はひとつには農業もふ くめて社会主義的改造が基本的に完了し社会主義建設の より高度の段階が到来したという点にあり、もうひとつ は先にのべたような1949年に成立した政治・経済体制が ついにゆきずまり破綻したところに存在する。

旧憲法制定以後の期間は大きく1956年10月のハンガリ 一事件以前と以後に分けることができる。前の時期は基 本的にはラコシ個人専制体制が支配した時期であり、後 の時期はカーダール体制の下で漸進的に民主化がすすめ られてきた時期である。もちろんこれはあくまでも基本 ・・・ 的にということであって**,前者について見ればこの間に** イムレ・ナジ政権が成立して(1953年7月~1955年3月), ここで一連の民主化と現実的経済政策への転換が実施さ れているし(その多くはカーダール政権時代に実現して いる),後者もまた1958年6月のイムレ・ナジの処刑に象 徴されるような当初数年間の政治弾圧が前面に出ている 時期を含んでいる。さて1956年のハンガリー事件は基本 的性格においては、1949年以来のラコシ個人専制体制と その下での社会主義の歪曲に反対し民族的自立に基礎を おいた社会主義を建設しようとする運動であったといえ る (ラコシ・グループとソ連の挑発によって悲劇的結 果を見たとはいえ)。 もっともラコシ 体制 の矛盾、特に 経済面でのそれはハンガリー事件のはるか以前、すでに 1952年には無視できないものとなっていた。したがって もっと早期につまり1953年のナジ政権の段階で危機を克 服することは客観的には可能であったといえるだろう。 だがすでにのべたようにラコシ個人専制体制は対ソ従属 体制の派生物であると同時にその一部であったのであっ て,ハンガリー(勤労者党)は自主的に自国の問題を解決 する力を奪われていたのである。こうしてたとえばハン ガリー事件勃発までの政権の交替およびそれに付随する 政策の転換はソ連における政治的変動の増幅された姿で の反映という性格を色濃くもっていたのである(ナジ政 権の成立はマレンコフ政権成立の直後であり、後者が倒 されるとその直後に前者も倒れる)。自主性の欠如がラ コシ体制の矛盾の早期回復を不可能にし、挑発によると

はいえ暴動という形態をとらせ、しかもそれ自体を自ら解決できないで結局は再びソ連軍の力で事態収拾をはからざるをえなかったのであった。

カーダール政権は11月4日、暴動の渦中にソ連軍の力を背景にして成立した。カーダールは大戦中、国内でレジスタンス闘争を行なったがゆえにラコシ体制の犠牲となり3年間にわたって投獄された(1951~54年)という経歴をもっており1954年の名誉回復後は最も戦闘的な反スターリン主義者であった。10月24日のナジ政権の成立に際しては入閣している。しかし10月24日以後、暴動が激化し無政府状態が現出するなかで、事態収拾をめぐってナジとの意見対立が尖鋭化し、11月4日他の閣僚3名とともに革命労農政府を樹立した。カーダール政権はこうした背景をもっていたため国民の敵意の中で出発しなければならなかった。新政権がようやく政治的権威を確立したのは1958年末にいたってのことである。

とはいえハンガリー事件はハンガリーにおける新しい 社会生活の出発点となった。カーダール政権はラコシ政 権の下で特徴的であった政治・経済政策を一掃し、第8 回党大会ではスターリン主義者を指導部から迫放した。 過度の中央集権化の是正(地方評議会の強化、企業の自 主性の強化)、国会選挙における複数候補の導入、労働 組合の独立性の保証および労働者の利益代表機関として の役割の確認、農業生産協同組合の自主性の強化と協同 組合民主主義の推進、協同組合農民の独自の利益代表機 関としての農業生産協同組合全国評議会の創設が60年代 に漸次実施されてきた。政治警察の縮小、検閲制度の制 限,党員特権の廃止,教育における「階級原則」の廃止 など文化生活における民主化もすすんでいる。経済面に ついて言えば1961年には農業集団化が基本的に完了し、 全国民経済において社会主義的生産関係が支配的となっ た。また1968年1月1日からは新経済制度 (NEM=the New Economic Mechanism) に移行し、大幅な市場原 理の承認にもとづく経済計画、管理システムが導入され ている。つまり下部構造においても50年代に成立したシ ステムがゆきづまり、新しいシステムにとってかわられ たのである。

このように見るならば本稿の課題は今や明らかであろう。つまり1972年憲法は、ハンガリー事件後の諸変化をどのように反映しており、またどこまで深化させているか、もし問題があるとするならそれはどこに残されているかということを明らかにすることである。

なお、本稿で使用したテキストは、1949年憲法につい

ТЫ Конституция и основные законодательные акты ВНР, Издательство Иностранной Литературы, Москва, 1954, стр. 27-48 所収のものを 用いた。これには1950年の改正分が含まれておりこの 点で1949年憲法そのものではない。邦訳としては『人民 民主主義の研究』 勁草書房 1956年 219-229ペー ジ所収がある。1972年憲法のテキストとしては Конституции зарубежных социалистических государств Европы, Издательство «Прогресс», Москва, 1973, crp. 165-199 所収のものを用いた。邦訳には、 『ハンガリー人民共和国憲法(仮訳)』 外務省欧亜局東欧 第二課 昭和47年がある。また1954年と1957年における 部分的改正を見るために Конституции стран Народной Демократии, Государственное Издательство Юридитеской Литературы, Москва, 1958, стр. 64--91 所収のテキストを使用した。訳語の統一そ の他翻訳上の関係から本稿ではロシア語テキストを基礎 にした。

(注1) ハンガリーで最初の成文憲法は1919年6月 28日にハンガリー・ソヴェト共和国政府によって制定 された。Editor-in-Chief: Miklós Gárdos, *Hungary* 73, Pannonia Press, 1973, p.61.

(i): 2) Х съезд Венгерской Социалистической Рабочей Партии (Будапешт, 23–28 ноября 1970г), Издательство Политической Литературы, Москва, 1971, стр. 95.

(注:3) Вопросы дальнейшего развития государственного управления и сочиалистической демократии—Беседа с членом Политбюро, Секретарем ЦК ВСРП Белой Биску—, Газета "Непсабадшаг," 25 декабря, Будапешт, 1971 года, Информационный Бюллетень ЦК, ВСРП, 1972 апрель No. 2, стр. 64.

(注4) Mihály Korom, "Amending the Constitution of the Hungarian People's Republic," *The New Hungarian Quarterly*, Vol. XIII, No. 48, winter 1972, p. 16. これはかなり暗示的である。第8回大会ではマティアン・ラコンをはじめとするスターリン主義者25名が除名されたからである。

(注5) ІХ съезд Венгерской Социалистической Рабочей Партии (Будапешт, 28 ноября~3 декабря 1966г), Издательство Политической Литературы, Москва, 1967, стр. 178.

(注 6) Х съезд Венгерской Социалистической Рабочей Партии (Будапешт, 23—28 поября 1970г), Издательство Политической Литературы, Москва, 1971.

(注7) Там же, стр. 95.

(ѝ 8) Там же, стр. 95.

(ѝ: 9) Там же, стр. 205---206.

(注10) フェレンツ・フェイト, 村松剛,橋本一明, 清水徹訳『民族社会主義革命――ハンガリア10年の悲 劇――』近代生活社 昭和32年 17ページ。

(注11) 同上書 25ページ。1948年以前と以後を区分し後者において誤りがおかされたという見方は今日のハンガリー社会主義労働者党の見解でもある。

(注12) 同上書 22ページ。

(注13) 詳しくは拙著「ハンガリーにおける農業生産協同組合運動の展開過程」(フジア経済研究所 所内資料 調査研究部 No. 48—14) 昭和48年10月を参照されたい。

(注14) 「主として」というのは実は国内的な主体的要因もあったからである。目もくらむような成功のため主観主義が支配的となったということがあったのである。たとえば János Kádár, "Reflection at Sixty," The New Hungarian Quarterly, No. 48, 1972, winter pp. 5—14; 「意見交換, 社会主義の歴史的位置——その発展の諸段階と諸基準」(『平和と社会主義の諸問題』 1971年春季号)46—86ページカハンガリー代表S・サポーの発言を見よ。

Ⅱ 前 文

憲法の前文は憲法の一般的性格を示すものといえる。 以下に新・旧両憲法の全文を紹介することにしよう。

旧憲法。「偉大なるソビエト連邦の武装力はわが国をドイツ・ファシストのくびきから解放し、地主と大資本家の反人民的国家権力を粉砕しハンガリー勤労人民の前に民主主義的発展の道を切り開いた。旧体制の支配者およびその擁護者たちとの激烈な闘争の結果権力についたハンガリーの労働者階級は勤労農民と同盟しソビエト連邦の私心のない援助をうけて、戦争によって荒廃した国土を復興させた。数十年にわたる闘争によって荒廃した国土を復興させた。数十年にわたる闘争によって充廃した国土を復興させた。数十年にわたる闘争によってきたえられたハンガリー労働者階級の指導の下に、1919年の社会主義革命の経験をもつわが国の人民は、ソビエト連邦をたよりにして社会主義の基礎づくりを開始した。わが国は社会主義をめざし人民民主主義の道を歩みつつある。ハ

ンガリー人民共和国憲法はこの闘争と建設事業によって すでに達成された成果と,国の社会的および経済的構造 のなかに生じた根本的諸変化を反映するものであり,ま た今後の発展の道を定めるものである」。

新憲法。「ハンガリー国は人民の労働,犠牲的精神および人民の社会建設の力によって1000年以上にわたり鼓舞され維持されてきた。同時に支配階級の手中にあった国家権力は無権利の人民を抑圧し搾取するための手段であった。わが国の人民は社会進歩国の独立のために厳しい闘争をおこない,無数の試練のなかでわが民族の生存を守り防衛してきた。

わが国の歴史の新しい時代は第2次世界大戦において 勝ちとられた勝利の結果、ソビエト連邦がわが祖国をファシストの抑圧から解放しハンガリー人民の前に民主主 義的発展の道を切り開いた時にはじまった。ソビエト連 邦の友好的援助の下に、勤労人民は戦争によって破壊された国土を荒廃から立ち上がらせた。旧体制の支配者およびその擁護者との闘争のなかで、ハンガリーの労働者 階級は勤労農民と同盟し、進歩的インテリゲンツァと協 力しつつ勤労人民の権力を獲得し強化してきた。

革命的闘争のなかで鍛えられ、1919年のソビエト共和国の経験によって豊かに育くまれた労働者階級の指導の下で、社会主義諸国の共同体に支えられつつ、わが国人民は社会主義の基礎を建設した。わが国では社会主義的生産諸関係が支配的となった。古い土地に、国家権力が人民の利益、市民の創造力の自由な発展および彼らの福祉に奉仕する新しい国がうまれた。ハンガリー人民は全国一致団結し社会主義の完全なる建設のために努力している。

ハンガリー人民共和国憲法はわが国の生活のなかに生 じた根本的諸変化および社会進歩のための闘争と建設事 業のなかで達成された歴史的成功を反映している。

憲法はハンガリー人民共和国の基本法として達成され た成功を強化しまた社会主義の道に沿ったわれわれの今 後の運動を保障するものである」。

上記の引用中、旧法でアンダー・ラインをひいた部分は新法で削除された部分であり新法でアンダー・ラインをひいた部分は新しくつけ加えられた部分である。ここから明らかなように新憲法は次の四つの点で旧憲法と区別される。

第1にハンガリー人民自身の歴史的進歩のための闘争 が前文の最初につけ加えられた。これはハンガリー人民 こそがハンガリーの歴史的発展の主たる担い手であると いうことの確認であり民族的自主性の表明に他ならな い。

第2にこれは第1と直接関連するが、旧憲法にみられるソ連の役割に対する過度の称賛的表現が訂正されている。これはたとえば「偉大な」(беликий)という形容詞が「ソ連(軍)」から削除された点に見られるほか、旧憲法では「ソビエト連邦をたよりにして……」という表現であったのを新憲法では「社会主義諸国の共同体に支えられつつ……」と変えた点にも見られる。

第3に旧憲法では「……わが国の人民は……社会主義の基礎づくりを開始した。わが国は社会主義をめざし人民民主主義の道を歩みつつある」と規定されていたのを新憲法は「ハンガリー人民は……社会主義の完全なる建設のために努力している」と変えた。つまり形式上はともあれ新憲法は社会主義憲法の宣言である。

第4に新憲法は進歩的インテリゲンツィアの歴史的役 割に対する評価を前文にとり入れている。この他前文は 「市民(「勤労者」ではなく――引用者)の創造力の自 由な発展」、「ハンガリー人民は全国一致団結し……」と いう表現を用いている。これは新憲法が「全人民の団結 =同盟1、「敵づくりをやらない」という立場に立って いること, つまり階級闘争激化の理論を憲法上から一掃 したことを意味している。これと関連して、新憲法案に 関する法務大臣ミハーイ・コロムの国家会議への報告か ら次の言葉を紹介しておく。「憲法(旧憲法一引用者) は一般に"勤労者"(worker)という表現を用いていた。 これは改正にあたって一般に"市民"(citizen)という表 現にかえられた。これは根本的な変化である。憲法が市 民の権利、義務を定めた時期には搾取し労働しない社会 層がいまだ存在しているということを念頭に置いていた ということだけを言えば十分だろう。市民一般の権利と 特殊に勤労者の権利との間に差別をもうけることが必要 であったのはそれゆえである。今日ではハンガリー社会 は基本的利益が同一である階級および階層によって構成 されている。こうした状況の下では憲法で規定されてい る全ての権利が全ての市民に与えられることのみが当然 のことであろう」(注1)。

このようにすでに前文からも明らかなように新憲法は 民族的自主性、全人民の同盟・社会的平等という点で特 に重要な特徴を有しているのであり特に後者は憲法上に 多くの反映を見出しているのである。

(注1) Mihály Korom, op. cit., p. 18.

Ⅲ 社会制度の性格

旧憲法の第1章「ハンガリー人民共和国」(第1~3条)、第2章「社会制度」(第4~9条)は国家および国家権力の性格ならびに経済的基礎の性格に関する規定を与えている。新憲法ではこれらに対応する条項は第1章「ハンガリー人民共和国の社会制度」(第1~18条)にまとめられている。それだけでなく新法第1章は旧法では第8章「市民の賭権利と諸義務」で与えられているような諸規定をも含んでいる。

1. 政治的性格規定

旧法にくらべ新法ではこの項目に関する規定がきわめ て豊かにされている。

国名は変更されなかった。すなわち、「ハンガリーは 人民共和国である」(旧法第1条、新法第1条)。だが 旧法では「ハンガリー人民共和国は労働者と勤労農民 の国家である」(第2条第1項)とされていたのに対 し新法では「ハンガリー人民共和国は社会主義国家であ る! (第2条第1項)と変更した。しかしこれは権力規 定におけるなんらかの本質的変更を意味するものではな い。なぜなら国家権力の所属については別の規定があ り、これは新・旧両法とも変更がないからである。つま り旧法は「ハンガリー人民共和国におけるすべての権力 は勤労人民に属する。都市と農村の勤労者は人民によっ て選挙され人民に対し責任を負う代議員を通して権力を 行使する」(第2条第2項)と規定していたが、新法も これをうけついでいる(ただし、前の文章と後の文章 が各々独立した条文となった。第2条第2項および第4 項)。

一方これに対し階級間の同盟関係に関する規定は大幅な変更を加えられている。旧法はその第3条において「……ハンガリー人民共和国においては労働者階級の指導の下に、労働者と勤労農民との間の密接な同盟が実現される」と定めていた。これに対応する新法の規定は「ハンガリー人民共和国においては社会の指導的階級は労働者階級であり、協同組合農民と同盟し、インテリゲンツィアおよびその他の勤労社会層と協同して権力を行使する」(第2条第3項)となっている。つまり旧法の労農同盟唯一思想(これは多くの場合、俗流の理解をされてこれら以外の社会層の社会的平等の否定を合理化する論拠となる)から同盟の枠をひろげ全勤労人民の同盟思想へと進んでいるのである。したがって「労働者と勤労農民の国家」が「社会主義国家」へと変更された理由はこ

の同盟政策の変化の反映と見てよいだろう。

つぎに旧法は、第3条で国家の基本的任務を定めている。「ハンガリー人民共和国の国家はハンガリー勤労人民の自由と権力を防衛し国の独立をまもりあらゆる形態の人間の搾取と闘い、社会の諸力を社会主義の建設にむけて組織する。……」この規定は新法も継承している(第5条第1項)(ただし「社会主義の建設」ではなく「社会主義の完全なる建設」となっている)。しかし新法はこの他に対外政策の基本を憲法内にとり入れた。「ハンガリー人民共和国は社会主義諸国との友好を発展、強化させ、平和と人類の進歩のために世界の全ての人民および国家との協力に努力する」(第5条第2項)。

旧法の国家に関する規定は上に見たところでつくされている。一方新法は新しくいくつかの重要な諸規定をつけ加えた。

第1は「第3条 労働者階級のマルクス・レーニン主義党は社会の指導的勢力である」という条項である。つまり憲法上で、ハンガリー社会主義労働者党の特権的地位が保障されたことになる。旧法にも党が出てくる個所があるがそれは「……その前衛によって指導される労働者階級は国家的および社会的活動の主導的な力である」(第56条第2項「市民の諸権利と諸義務」)というものであって「労働者階級」の指導的役割を認めたものにすぎなかったのである。なぜ今日の段階でこの条項が必要になったのかという疑問に対する答えは筆者の知る限りでは明らかでない(この点での筆者の見解は後述)。

第2に「第2条 (5)市民は職場および居住地域において直接的にも社会的問題の解決に参加する」をつけ加えた。これは中央政治への代議制度を通じる参加のほかに企業、地方評議会への直接的な参加を保障したものである。

第3に「第4条 (1)ハンガリー人民共和国は社会諸組織の社会主義建設への参加を保障する。(2)祖国人民戦線は社会主義の完全なる建設つまり、政治的・経済的・文化的任務の解決のために社会の諸力を団結させ、人民代表機関の選出とそれらの活動に協力する。(3)労働組合は人民の権力を保護、強化し、勤労者の利益を擁護・代表する」がつけ加えられた。実は旧法にもこれに対応した部分がある。「第56条 (2)自己の諸任務を実現するにあたり、ハンガリー人民共和国は自覚的勤労者たちの諸組織に依拠する。人民民主主義制度の防衛、社会主義建設への自己の一層広範な参加、文化・教育活動の拡大、人民の諸権利の実現および国際的連帯の強化のために勤労者

たちは労働組合、民主的な婦人・青年およびその他の大 衆組織を組織し、これらの諸力を民主的な人民戦線に統 一させる。……」がそれである。両者には一見して本質的 な相違はないように見える。だがそうではない。ラコシ 時代における大衆組織の性格はいわゆる「伝導ベルト」理 論によって示される。つまり大衆組織は党の決定を大衆 に伝え実践させるための伝導ベルトにすぎなかった(党 組織自体がまたその内部においては同様の性格をもって いた)。したがって大衆組織の自主性、独自のイニシァテ ィブは存在しなかったのである。新法の規定はまさにか ってのこうした性格を否定するものとして定められてい るのである。特に第4条第3項で労働組合について「勤 労者の利益を擁護・代表する」と定めているのはこの点 を典型的に示している。この問題についてはハンガリー 労働組合科学研究所長マルトン・ブザが「社会主義と工 場における民主主義――ハンガリー」と題する論文のな かで次のようにのべている。「社会主義的生産関係を改 善し工場における民主主義を発展させるうえでは労働組 合が重要な地位をしめている。新しい体制の勝利は労働 者階級の国家権力を擁護し、全人民の共通の利益を守 り、社会主義の全面的建設に協力すべき任務を労働組合 の前に掲げた。この任務を労働組合は基本的なものと見 ている。しかしこれは第1の任務と結びついた他の任務 によって補足される。

社会主義的人民権力の体制が特殊な管理機構,国家行 政機関を必要とするかぎり労働組合がこの行政機関の行 動を監督し,勤労者の権利と利益を代表し擁護する任務 もその意義を失うことはない。

社会主義労働者党は労働組合がプロレタリアート執権 (=独裁―引用者)体制内の『伝導ベルト』で頂上から 基底へと指令を伝えるものでしかないという,その役割 と任務についての浅薄な理解をとうに克服した。労働組 合は,逆連絡の機能――さまざまな社会層の特殊な利害 を含めて,勤労者の要望や念願の表明や提示――をも保 障するところの,この体制の重要な要素である。その結 果これらの利害や要望や念願をよりうまく調整し,より 十分に党の政策に反映させることができるようになる」 (性1)。

以上の第2と第3は新憲法がプロレタリアートの国家 権力の切り離し難い一部として勤労者の下からのイニシ ァティブを位置づけたということを意味するものといえ るだろう。

2. 経済的性格規定

<生産手段の所有に関する規定>

旧憲法。「第4条 (1)ハンガリー人民共和国における 生産手段の基本的な部分は社会的所有であり、それは国 家的、社会的、あるいは協同組合的所有の形態をとる。 生産手段は私的所有の下におかれることもできる。(2:ハンガリー人民共和国における国民経済の指導力は人民の 国家権力である。勤労人民は資本主義的な要素を漸次排 除し社会主義的な経済制度を段階的に建設する」

新憲法。「第6条 (1)搾取階級が清算されたことにより社会主義的生産関係がハンガリー人民共和国において支配的となった。経済制度の基礎は生産手段の社会的所有である。(2)ハンガリー人民共和国はあらゆる形態の社会的所有を発展させ保護する」

旧法では私的所有に特別の承認が与えられているが、 これは工業の国有化がまだ完了しておらず、また農業に ついては集団化が開始されたばかりであったことの反映 である。したがって第4条第2項が補完的に定められ ているのである。新憲法については第2項に特別の注意 が必要である。ここでは「あらゆる形態の」という表現 がもちいられている。なぜか? これが意味しているの は国家的所有と協同組合的所有の対等な位置づけと言う ことである。60年代初頭までのハンガリーでは国家的所 有形態は全人民的所有であり、集団的所有である協同組 合的所有形態よりもレベルが高いとみなされていた。し たがって後者は将来、前者に吸収されるものと考えられ ていたのである。また現実の経済関係においても協同組 合的所有形態の企業には種々の差別が加えられていた。 これは農業生産に否定的に作用していた。ところが60年 代前半から所有形態が重要なのではなく具体的諸条件の 下で各形態が独自のメリットを持ちうるのであるという 理解が支配的となった。こうして経済改革では企業間の 差別規制が撤廃されることになった。第6条第2項はそ うした背景を持っている。

以上のことは協同組合に関する新憲法の規定を見れば いっそう明らかとなる。(後述)

<経済計画とその課題>

旧憲法。「第5条 ハンガリー人民共和国の経済生活は国家国民経済計画によって決定される。国家は社会的所有の下にある企業、国家の銀行制度および機械トラクター・ステーションに依拠しつつ、生産力の発展、人民財産の増大、勤労者の物質的ならびに文化的水準の漸次的向上および国の防衛力強化のために、国民経済を指導し監督する」

新憲法ではアンダー・ラインを引いた部分が各々「協 同組合・施設」、「市民」、「方向づけ」という表現に変え られた。しかしこれらの字句の変更が実は大きな意味を 持っているということが少なくとも前二者についてはす でに明らかだろう(「協同組合」にも「国営企業」と同 等の役割を認める。「勤労者」だけでなく「市民」=全 国民の利益のために国家は奉仕する)。最後の「指導」が 「方向づけ」へと変更されたことは経済改革の中で計画・ 管理制度が根本的に再編成されたことを反映したもので あろう。つまり経済改革によって従来の行政的計画・管 理制度--計画・管理当局から個々の企業に対し企業活 動の細部にわたる指示が義務的指標の形で与えられ、企 業間の取引関係もこれらの機関によってアレンジされる ---は廃止され誘導市場型計画・管理制度---経済計画 は企業にとって義務的性格をもたず、したがって義務的 指標は与えられず、中央当局は財政・金融手段をテコと して、計画の予定する方向に企業誘導する。企業間の経 済関係は直接契約によっておこなわれる。要するに上下 の経済指導も企業間の相互関係も市場原理にもとづいて 実現される。――にとってかわられたことが「方向づけ」 という表現の基礎にあるのである。

<企業の地位と役割>

経済改革は当然のことながら企業の地位と役割についても新しい規定を憲法に導入した(旧法には企業についての規定は存在しなかった)。

「第9条 国営企業および経済機関は社会の共通の利益のためにこれらに委託された財産を独自に管理する。管理の方法と責任は法律によって定められる」。企業が市場原理に基づいて行動することを認めた以上それを可能ならしめるものとして「独自に」行動する原則を承認することは論理的帰結であろう。

次に全面的に書き替えられた協同組合的企業について 見ることにしよう。

旧憲法。「第7条 (1)ハンガリー人民共和国は土地に対する勤労農民の権利を認め、それを保障し、また国営農場と機械トラクター・ステーションを組織し、自発的な団結と共同作業にもとづいて活動する生産協同組合を支持することにより農業の社会主義的発展をうながすことを自己の義務とみなす。(2) 国家は搾取に反対することをめざす勤労者の真の協同組合運動をみとめ、それを支持する」。

新憲法。「第10条 (1)協同組合は社会主義的社会制度 の一部であり,社会主義国家の社会的・経済的目的に対応 しつつ組合員の利益に牽仕する。

(2) 国家は社会主義的協同化原則の実現のために協同組合の活動を監督するとともに、勤労者の自発的統合に基づく協同組合運動を支持し、協同組合の社会主義的所有の発展を促進し、協同組合の自主性を保障する。(3)ハンガリー人民共和国は農民の農業生産協同組合に特別の配慮をおこない土地の協同組合的一社会主義的所有を保護、発展させる」

旧法第1項は集団化が開始されたばかりであった段階に対応している。第2項で「真の協同組合運動」とあるのは当時、協同組合に対する補助金の引き出しをねらって富農がエセ「協同組合」をつくる場合が多かったからである(注2)。

新法の規定は集団化完了後10年間が経過し協同組合が 新たな発展段階に至ったことに対応している。第1項は 協同組合が社会主義において長期にわたって存在意義を 有することを明瞭に認めている(その意味はすでにのべ た)。また「組合員の利益に奉仕する」ことを明示し,第 2項では「協同組合の自主性を保障する」と定めること により協同組合農民の独自利害を承認した。第3項は若 干の補足説明を要する。ハンガリーでは協同組合は私的 土地所有の上に建設された (この他は国有地)。しかし 社会主義的工業化がすすみ、一方で離農が進行し、他方 で工場、住宅建設がすすむとともに、非組合員が協同組 合の土地フォンドの所有者として大きな比重をしめるよ うになり, 地代, 土地利用の点で対立が生じるようにな った。また国有地についても工場、住宅建設用地として 勝手に収用されるケースが発生するようになった。こう して農業生産上大きな問題となってきたため1967年に新 しく土地法が公布され協同組合による土地買収がすすめ られているのである。

<私的=個人的所有に関する規定>

旧憲法。「第8条 (1)労働によって獲得された所有物 は憲法によって承認され保護される。

(2) 私的所有と私的イニシァティブは公共の利益をおかしてはならない。(3)憲法は相続権を保障する」

新憲法。「第11条 ハンガリー人民共和国は個人的所有を承認し保護する」,「第12条 国家は小商品生産者の社会的に有益な経済活動を承認する。しかし私的所有と私的イニシァティブは公共の利益をおかしてはならない」,「第13条 憲法は相続権を保証する」

新憲法の改正点は第1に「労働によって獲得された」 という制限的表現が削除されたことであり、第2に小商

品生産者の経済活動が承認されたことである。これは二 つのことを反映している。ひとつは旧法制定時は資本主 義から社会主義への過渡期にあたっていて労働に基づか ない私的所有がまだ一定の比重を有していたのに対し、 今日ではすでにそうした要素が一掃されているというこ とであり、もうひとつは今日の経済政策が当面の段階に おける私的所有——私的経済活動の社会主義建設に対す る肯定的役割を承認しているということである。この後 者の点について言えばすでにのべたように今日, ハンガ リーでは、社会的所有の諸形態はその当面の経済的有効 度によって選択されうるとする見方が支配的なのである が、これは私的所有についてもあてはまるのであって、 新土地法では,都市住民にも1ホルド以内の土地を所有 しそこで生産活動ができるようにし――これは協同組合 農民の住宅付属地の大きさと同一規模――政府はむしろ これを積極的に助成しているのである。しかも長期的に も政府はこれらの土地を将来再び収用することを予定し ていない。つまり党と政府の見解によればこれらの土地 は本来的には消費手段なのであって当面は生産的機能を 果たすかもしれないが将来は漸次その本来の姿に戻り別 荘、レクリェーション等の手段となるだろうと展望され ているのである。つまり憲法のこの条項は高度な段階の 社会主義においても私的所有と私的経済活動はそれをお こなう者が自らそれを放棄しないかぎり保護されると規 定したということを意味しているのである。

<労働に関する規定>

旧憲法。「第9条 (1)労働はハンガリー人民共和国の社会制度の基礎である。(2)能力に応じた労働は労働能力を有する全ての市民の権利であり義務であり名誉である。(3)勤労者は自己の労働、労働競争への参加、労働規律の強化、労働方法の改善によって社会主義建設に奉仕する。(4)ハンガリー人民共和国は『各人からはその能力に応じ、各人はその労働に応じて』という社会主義の原則の実現に努める」

新憲法は旧憲法の規定をひきついだ。新法では第14条第1~4項が旧法第9条の各項に対応している(ただし第2項については「名誉である」が削除され、第3項では「勤労者」が「市民」に変更され、第4項では「首尾一貫した」という形容詞が「実現」につけられた)。

3. その他の変更点

新憲法は、いくつかの条項について組替えをおこなった。つまり旧法第51条「ハンガリー人民共和国は結婚と 家族を保護する」が新法第15条に、旧法第52条「ハンガ

リー人民共和国は、青年の教育と発達に特別の関心を払 い, 青年の利益を一貫して保護する」が新法第16条に(た だし「教育」に「社会主義的」という形容詞をつけた)。 旧法第53条「ハンガリー人民共和国は勤労人民に奉仕す る科学活動、人民の現実、生活および闘争を表現し人民 の勝利を称賛する芸術に積極的な援助を与え、共和国が 手にしているあらゆる諸手段をもって人民に忠実なイン テリゲンツィアの形成を促進する」を大幅に内容を修正 し、新法第18条「ハンガリー人民共和国は社会の発展に 協力する科学活動を組織、助成し、進歩に奉仕する芸術 を奨励し、市民の教育と文化の恒常的向上を保障する | として第1章に含めたのである(旧法では第8章「市民 の諸権利と諸義務」)。この他新法第1章は「第17条 ハ ンガリー人民共和国は市民の生命、身体的不可侵、健康 を保護し、病気、労働不能、老令の場合には援助する」 を追加した。

<要約>>

以上のように新憲法は政治面では党の指導的後割を明確にする一方で、同盟の枠の拡大・社会的組織の役割強化・市民の政治一社会生活に対するイニシァティブの強化つまり社会主義的民主主義をも明確にした。これが今日のハンガリーにおける「プロレタリアート独裁」概念の内容であるといえるだろう。また経済面では国民経済の全分野における社会主義的生産関係の支配の確立を確認するとともに、経済改革の結果を大幅に導入した。上記の政治面での諸特徴はこのあと検討する諸条項に多くの具体的表現を見い出している。

(注1) マルトン・ブザ「社会主義と工場における民主主義――ハンガリー」(『平和と社会主義の諮問題』 1974年春至号) 127-128ページ。

(注2) もっとも当時は富農――富農の格付も恣意的であったが――が協同組合の指導部にいると全て破壊活動とみなされていた。農村政策では富農絶滅政策が中心に据えられており、その一環として戦前からあった供給―販売協同組合、信用組合からの富農追放、生産協同組合への富農加入禁止がおこなわれていた。前掲拙著「ハンガリーにおける農業生産協同組合……」

IV 国家権力諸機関

国家権力諸機関に関する諸規定は旧法では第3章「国家権力の最高諸機関」(第10条~第21条),第4章「国家管理の最高諸機関」(第22条~第28条),第5章「国家権力の地方諸機関」(第29条~第35条),第6章「裁判所」(第36条~第41条),第7章「検察庁」(第42条~第44条)

に定められ、新法では上記の諸章に対応して各々第2章 「ハンガリー人民共和国国家会議およびハンガリー人民 共和国幹部会」(第19条~第31条)、第3章「ハンガリー 人民共和国閣僚会議」(第33条~第40条)、第4章「諸評 議会」(第41条~第44条)、第5章「裁判諸機関」(第45 条~第50条)、第6章「検察庁」(第51条~第53条)がこれに該当している。

1. 国家会議

<国家会議の地位と基本的任務(権限)>

新憲法。「第9条 (1)ハンガリー人民共和国の国家権力および人民代表の最高機関は国家会議である。(2)国家会議は人民の主権に源を発する全ての権利を行使し、社会の憲法上の秩序を保障し、管理の組織・方向・諸条件を決定する。(3) 略」

これに対応する旧憲法の規定(第10条第1~2項)は 上記条文の傍点をつけた部分を削除したものであった。 つぎに憲法上で列挙されている国家会議の権限を比較し てみることにしよう。

旧憲法第10条第3項によれば次の通り。

(1)法律の採択、(2)国家予算の承認、(3)国民経済計画の承認、(4)人民共和国幹部会の選出、(5)閣僚会議の選出、(6)省の設置と廃止、省の権限の決定と変更、(7)宣戦と講和に関する決定の採択、(8)大赦(амінстия)の宣言。

新憲法(第19条第3項)では上記旧法の権限のうち(8)を削除する一方で以下の諸項目を権限に追加した。

(a) 憲法の制定,(6) 政府計画の討議と承認,(B) 国際条約の批准,(r) 最高裁判所長官および最高検察官の選出,(д) 「憲法の遵守に対する監督,憲法に抵触するかまたは社会の利益を損なうところの国家諸機関の諸法令の廃棄」,(e)(2)の国家予算に関する項目に「決算」を追加。このうち(a)と(r)は旧憲法でも事実上同様の規定が与えられており新しい内容を与えるものではない。

権限の変更について若干検討しよう。

恩赦について。旧法では大赦 (амнистия) と特赦 (помилование) は別の扱いを受け前者は国家会議に,後者は幹部会に帰属する権限とされていた (旧法第10条第3項,3,第20条第1項k)しかし実際には幹部会が統一的に恩赦を実施していた。新法はこの実態を受け入れたのである (新法第30条第1項k)。

国際条約の締結と批准。旧法では締結,批准ともに幹部会の権限とされていた(旧法,第20条第1項Aとe)。 新法では批准権が国家会議に帰属するとともに,旧法と同様幹部会も締結,批准の権限をもち(新法第30条第1 項 A), さらに関係会議にも締結と承認の権限が与えられた (第35条第1項3)。以上のようにこの事項に関する権限の所在はかなり複雑になっているのであるが、その意味するところは一方で対外関係の意志決定における機動性を高めるとともに、国家会議の最終的優位性を確認したものである。

<政府計画の討議と承認および決算の承認>

新法においてこれらの項目が国家会議の権限として明示されたことは国家会議の政府に対する統制力の強化を意味している。それはM・コロムの次の言葉からも明らかである。「憲法改正は国会の権限領域を増大した。それは国会は政府計画を討議・承認しなければならないと宣言している。これはすでにかなりの期間実行されてきたことであるが、今やそれは憲法上の承認を与えた訳である。最近では政府活動の基本方針の確立が国会の最重要な任務となっている。このことは国会が国家権力と人民代表の最高機関なのであるから当然のことでもある。政府計画の討議と承認もまたハンガリーにおいては国会が方が政府よりであるとであるという方が政府よりであるとであるという方が政府よりである」(注1)と。「決算」に対する承認についても傍点をつけた部分があてはまることは当然である。

<憲法の遵守に対する監督>

(e) (本稿70ページ。新法第19条第3項M) は憲法の 解釈権を国家会議に付与したものとして重要な意義を有 している。M・コロムによれば改正作業のなかで特別の 憲法法廷を設置すべきであるという意見が出されたがそ れを受け入れず新法の規定のように決定されたという。

<国家会議代議員の地位と任務>

旧憲法。「第11条 (1)国家会議は4年の任期で選出される。(2)国家会議代議員は現行犯の場合を除き国家会議の同意なしには拘留,刑事問實はない。(3)勤労者の利益に反するすべての政治的・経済的あるいはその他の活動・行為は国家会議代議員の職務に反する」

新憲法。旧法の諸規定は各々第20条第1項,第4項,第4項,第5項に継承された(ただし旧法第3項については「勤労者の」が「社会の」と変更)。さらに新法は次の2項目をつけ加えた。「第20条(1)略,(2)国家会議代議員は選挙民および社会の利益のために活動する,(3)国家会議代議員は選挙民に対し自己の活動を系統的に報告する義務を有する,(4)略,(5)略」

<国家会議の運営諸規定>

旧法では第12~18条, 新法では第21~28条がこれにあ

てられているが、両法の規定は全く同一であるのでここ では割愛する。

〈要 約 >

国家会議とその代議員に関する新法の特色を二つにまとめることができるだろう。第1は国家会議を名実ともに国家権力の最高機関たらしめることを保障する諸規定・表現をとり入れたことである。政府に対する統制の強化がその主たる内容を構成している。第2は国家会議の代議機関としての性格を一層明確にしたことである。これは新法第19条第1項が「人民代表の」という表現をとり入れたことに示されるだけでなく、国家会議の代議員に対し選挙民の利益のために活動することを憲法上で義務づけた点に具体的に表現されている。すでに見た社会主義的民主主義の強化の具体的表現のひとつである。

2. 人民共和国幹部会

<幹部会の設置と構成>

旧憲法。「第19条 (1)国家会議は最初の会期において その構成員の中から議長、副議長2名、書記および17名 の構成員からなる人民共和国幹部会を選出する。(2)閣僚 会議議長、副議長および閣僚会議構成員は人民共和国幹 部会に選出されえない」

新憲法。旧法の規定が継承された。第29条第1項および第2項。ただし第2項については「閣僚会議議長,副議長,閣僚会議構成員,國家書記は国家執行諸機関の指導者であるがため幹部会に選出されえない」と表現が変更された。つまり幹部会員と閣僚会議構成員および国家書記(後述)の兼務禁止の根拠が明示された。

<幹部会の地位と権限>

幹部会と他の国家権力諸機関との関係を見ておこう。 新旧両法ともに幹部会は「集団的元首」(注2)としての位置づけをうけており国家会議につぐ権限を有している。 まず第1に幹部会は国家会議閉会中は国家会議の機能を代行でき、憲法の制定、改正を除けばその決定は法律の効力をもつものとされている(旧法第20条第4項、第5項、新法第30条第5項、第6項)。幹部会は国家会議に対してのみ責任を負っている(旧法第21条第1~3項、新法第32条第1~2項)。第2に幹部会は行政機関、地方評議会の決定を廃棄、変更させることができる(旧法第20条第1項、新法第30条第3項)。さらに地方評議会についてはこれを解散させることもできる(旧法第20条第3項、新法第30条第3項B)。しかし地方評議会との関係では新法は本質的な変更を行なっている。つまり改正 前の憲法は幹部会の権限の中に「上級機関として国家権力の地方諸機関を指導する」(第20条第1項 д)を含んでいた(実はこれは1949年憲法にはなかったものであって1954年8月の改正―その意義は地方評議会の項で検討する―の際に導入されたものである)。これは幹部会が地方評議会を自常的に指導することを意味していた。しかし新法はこれを再び削除し、かわって次の条文をつけ加えた。「第30条 (3)幹部会は評議会に対し憲法上の監督をおこなう。(a) 評議会の一般選挙の期日を決定する。(б)評議会の権利の保護にあたる(B)略(既述)」すなわち幹部会は地方評議会に対し「憲法上の監督」のみをおこなうこととし日常的な指導は後にのべるように閣僚評議会の権限にゆだねたのである。そして他方で被機能を明文化したのであった。

憲法上で列挙されている幹部会の権限を見ることにし よう。

旧法第20条第1項は以下の12項目をあげている。(1)国家会議選挙期日の決定,(2)国家会議の召喜,(3)法案の提出,(4)全国家的意義を有する諸問題に関する人民投票の公示,(5)国際条約の締結,(6)国際条約の批准,(7)大使(公使)の任命と接受,(8)法律で定められた指導的職務につく国家職員,および軍高級将校の任命,(9)国家会議で定められた勲章と称号の授与,外国の勲章と称号の着用の許可,(0)特赦権の行使,(1)特別法により権限を与えられた諸問題に関する決定の採択,(1)2このほかに先にのべたように1954年8月改正で「上級機関として国家権力の地方諸機関の指導をおこなう」が追加されていた。

新法では個が削除され、「裁判官の選出」(第30条第1項 ж)が追加された(第32条第1項a~k)(裁判官については裁判所の項で検討する)。

新法における幹部会の権限に関する規定で最も重要なものは非常事態の際に幹部会に強力な権限を付与したことである。「第31条 (1)戦争または国家の安全に重大な脅威となる危険が発生した場合にはハンガリー人民共和国幹部会は非常大権を有する防衛会議を設置することができる。(2)国家の安全に重大な脅威となる危険の発生およびその解消は幹部会によって決定,宣言される」。旧法では憲法上これに対応する規定は存在しなかった。非常事態に関する規定としては――これは新法にも継承されているが――「第18条 (1)略, (2)戦争あるいは他のなんらかの非常事態が発生した場合には国家会議は一定期間自己の任期の延長について決定を採択することができ

る。(3)戦争あるいは他のなんらかの非常事態に際しては 人民共和国幹部会はすでに解散した国家会議をふたたび 召集することができる。(後略)」(新法第28条第2項お よび第3項)があっただけであった。

<要 約>

新法が幹部会の位置づけの点でおこなった変更は次の 3点である。つまり第1に地方評議会に対する日常的指 導の任務をとりのぞき憲法上の監督のみとしたこと,第 2に裁判官の任命権を独占したこと,第3に非常事態発 生の際の強権を付与されたことである。つまり幹部会は 行政的機能を弱め,プロレタリアート独裁の防衛的役割 を担う機関としての性格を強めたということができる。

3. 閣僚会議

<閣僚会議の設置と地位>

「閣僚会議およびその個々の構成員は人民共和国幹部会の提案にもとづき国家会議によって選出および解任される」(旧法第23条第2項,新法第33条第2項)。

閣僚会議の構成も旧法の規定が継承された(議長,副議長,国務大臣,省の大臣,国家計画委員会議長)(旧法第23条第1項,新法第33条第1項)。ただし省の名称は1949年憲法ではその第24条において18の省名が列挙されていたが1957年2月の改正で「ハンガリー人民共和国の省のリストは特別の法律によって定められる」(第24条)と変更され新法はこれを継承した(第34条)。

最大の改正点は旧法の「第22条 ハンガリー人民共和 国閣僚会議は国家管理の最高機関である」(ただし「ハ ンガリー人民共和国閣僚会議は1957年2月の改正で「ハ ンガリー革命労農政府(閣僚会議)」と変更された)が新 法では削除されたことである。その理由は二つの方向か ら説明されている Hungary 73 によれば第1にここ数 年来、経済的および文化的建設の分野の指導で非行政的 要素が強まっており政府活動の行政的特質が弱まってい ることがあげられる(たとえば経済的レギュレイターに よる経済指導)。第2は政府の権限が実質上拡大され単 なる行政機関の任務を越える課題をも取り扱っていると いうことである(注3)。つまりM・コロムの言い方を借り れば「今日では閣僚会議は単に最高の国家管理機関とし てのみでなく,一般に最高の執行主体として機能してい る。憲法改正は実際の諸必要に適応すべく今や明らかに 国家管理的性格のものではない諸任務を政府に割り当て ることでこの分野の権限拡大に憲法上の承認を与えてい る」(注4)ということである。

<閣僚会議の権限と任務>

旧法第25条,第26条が定めるところによれば次の通りである。(1)各省と閣僚会議に直属する他の諸機関の仕事の指揮,(2)法律および幹部会決定の遂行,(3)国民経済計画の遂行,(4)現行法によってその権限とされた全ての諸問題の解決,(5)自己の活動範囲内の事項に関する決定,命令の採択,(6)任意の国家管理機関または地方評議会による決定の廃棄と変更。

新法(第35条第1~4項)は上記の諸任務を継承した。このうち(6)については、1954年8月の改正で地方評議会 (「国家権力の地方諸機関」)が対象からはずされていた (その理由は評議会の項で検討)。これはすでに見たよう な同じく1954年8月改正で地方評議会が幹部会の日常的 指導下におかれたのと表裏をなしていたものである。ところが新法は(これが閣僚会議の任務変更の第1であるが)「第35条 (1) 評議会を指導し、それらの活動が法律に違反していないかどうか監督する」と「第35条 (4)閣僚会議は社会の利益をおかす評議会の決定、決議をとりけす」の2条項をつけ加えた。つまり新法はこの点では1949年憲法に復帰した訳である。

新法での変更は第2に閣僚会議の任務リストの第1番目に「第35条 (1) a 国家制度、社会制度および市民の諸権利を保護し保障する」をつけ加えた点に示される。

第3に一連の諸問題について閣僚会議に独自のイニシ アティブを認めた。それは、(a)国民経済計画についてその 遂行のみならず作成をも権限に含めた、(b)国際条約の締 結と承認を追加した、(c)科学・文化発展の方針の決定と それに必要な人的・物的諸条件の確保、社会保障、健康 保健制度の決定とそのための物的諸条件の措置を権限の 中に含めた点に示されている。

<閣僚会議の具体的任務遂行について>

新法はこの点でいくつかの新規定を導入した。(1)「第36条 閣僚会議は自己の任務遂行に際し関係社会諸組織と協力する」を追加した。これは第4条第1項の「社会諸組織の社会主義建設への参加」を具体化したものである。(2)国家書記が新設された。「第38条 全国家的権限を有する諸機関の指導を課せられている国家書記は閣僚会議によって設定された範囲内において国家諸機関、企業、協同組合その他の経済諸機関を拘束する規則を発することができる。(後略)」。(3)閣僚会議は特定の任務遂行のために政府委員会を設置することができるようになった(第40条第1項)。

<要約>

新憲法は閣僚会議の権限を著しく強化した。つまり地

方評議会に対する指導のほか一連の事項について政策の 決定権をゆだねたのである。しかしこれは政府の社会に 対する細かい統制的活動が強化されたことを意味するも のではない。なぜなら新憲法の下ではかつて行政的指導 の大きな部分をしめていた経済諸機関が自主性をつよめ て行政的指導からはずされているのをはじめ、地方評議 会もまた後に見るように自治的性格を著しく強めている からである。新法の第2の特色は任務の第1番目に「市 民の諸権利を保護し保障する」をおき、第36条で社会諸 組織との協力を義務づけた点に示されるように政府を国 民に対する権力機関ではなく国民に奉仕する権力機関へ と定着させようとする志向がそれである。

4. 評議会

評議会に関する規定は新法では著しく簡素化されている。つまり旧法の全7条(第29~35条)から新法では全4条(第41~44条)へと減少しているのである。これは新法制定以前に、つまり1971年1月に評議会法(1965年8月の幹部会決定が発展解消したもの)が公布されており詳細な諸規定をこれにゆだねたためである。したがって新法の性格は憲法上でどんな条項が旧法から継承され、また新たに追加されたかという点に主として表現されている。

<行政単位の変更>

旧法によれば評議会は原則として県一郡一市・村の3 段階で組織されることになっていた(旧法第29条第1 項、第30条第1項)。ところが新法では首都・県――首都 区・市・村の2段階制とされた(新法第41条第1~2項,第42条第1項)。 つまり郡評議会が廃止されて首都評議 会が新設された訳である(注5)。 前者は評議会の自治機能 の強化により複雑な指導体系が不必要になったためであり,後者は首都ブダペシュトに人口の約2割(約200万 人)が集中しているためである。

<評議会の権限と任務>

旧法は第31条第2項で九つの評議会の任務を列挙していた。

「(a)経済的、社会的および文化的活動を指導する、(6) 地方的国民経済計画と予算を作成しその遂行を監督する (1954年8月改正で「国家的国民経済計画と国家予算の枠 内で地方経済計画と予算を作成しその遂行を点検する。 と変更)、(B) 法律と上級諸機関の決定の遂行を保障する、 (r)自己に従属する国家権力諸機関と国家管理諸機関を指 導し監督する、(A) 国家秩序と公共財産の防衛を促進する」(e) 勤労者の利益を保護する、(ж) 地方的意義をもつ 経済企業の活動を指導し監督する,(3) 勤労者の協同組合 を援助する,(u) 現行諸法令によってその権限内に含まれ ている全ての事項について処置する」

新法はこれを大幅に変更した。以下に全文を引用する ことにしよう(第43条第1項)。

「(а)住民の利益を代表し、自己の活動範囲内で勤労人民の自治をおこなう、(б) 中央国家的ならびに地方的な諮課題の遂行を保障し、自己の権限に属する諸任務を自立して遂行し、規範的諸法令 (нормативные акты) の執行を保障する、(в) 国家的国民経済計画と国家予算を基礎として自己の計画と予算を作成し計画の遂行と予算の執行を指揮、監督する。独自に動的諸手段を管理する、(г) 区域内および居住地の発展について配慮し、住民の要求充足を保障する、(д) 国家および社会の秩序の維持と社会的所有の防衛を促進する」

傍点で示した部分が新法で新しくとり入れられた諸規定である。つまりこれは新法下における地方評議会の二つの特質を浮彫りにしている。第1は住民の利益を代表し、住民の要求を実現する機関であるということ、第2は独自の財政的基盤をもつ自治機関であるということである。これと旧法以来継承されている下級行政機関としての性格と合わせ地方評議会は三つの側面を持つ機関として位置づけられることになった。ハンガリーでは地方評議会のこの特色を「評議会の三位一体的本質」と呼んでいるようである(注6)。

上記の第1と第2の特質はその他の条項で具体化され ている。旧法の規定のなかで「下からの統制」を定めた唯 一の条項は第32条であった。「第32条 (1)自己の活動にあ たって,地方評議会は直接に住民に依拠し,諸地方におけ る国家権力の行使への勤労者の積極的な参加イニシァテ ィブおよび監督を保障する。(2)地方評議会は自己の活動 について年2回以上選挙民に報告する義務を有する1.新 法はこの条項を継承しただけでなく発展させてもいる。 「第42条(3)評議会は住民の積極的な参加のもとで自己の 諸課題の遂行を保障し、その活動にあたっては社会諸組 織に直接に依拠しまた評議会体系に入っていない諸機関 と協力する、(4)評議会の講成員は評議会の活動および自 己の活動について定期的に選挙民に報告する義務を有す る」上記引用文中、傍点の部分が新たにつけ加えられた 部分である。評議会は自己と支配従属関係をもたない 組織・機関との協力をも義務づけられた。また地方議員 個人が住民とより密着し彼らの要求に関心を払うように 方向づけている。つまりこうして地方評議会の利益代表 的性格を強めることで、「伝導ベルトの環」に変質する 危険性をセーブしている。またこの条項については旧法 の場合には評議会の任務、権限を定めた条項(第31条) の次に配置されていたのに対し、新法ではその前に配置 されていることもこの条項が特に重要視されていること を示す一例証となるだろう。

一方、新法では旧法で詳細に規定されていた評議会の執行委員会およびその他の専門諸機関の構成・指導系列等に関する諸条項が削除され、ただ一つの一般的な条項におきかえられた。「第44条 (1)評議会は執行委員会を選出し、諸委員会を創設し、専門管理諸機関を設置する。また企業、施設を設立することができる」。

<評議会に関連する諸規定の1954年8月改正>

すでに幾度かのべたように1954年8月には部分的憲法 改正がおこなわれた。これは全て評議会に関連するもの であって、この結果国家権力諸機関内での評議会の位置 づけはかなり本質的な変更を加えられた。この時の改正 点は以下の通り。

- (1) 旧法第20条第1項(人民共和国幹部会の任務リスト)の中に「e上級機関として国家権力の地方諸機関を 指導する」が追加された(本稿72ページ参照)。
- (2) 旧法第25条第4項(閣僚会議による他機関の決定の取消し、変更)のなかから「国家権力の地方諸機関」を削除した(本稿73ページ参照)。
- (3) 旧法第29条第2項「個々の行政単位の区域変更は 閣僚会議の決定によっておこなわれる」において「閣僚 会議」が「国家権力諸機関」に変更された。
- (4) 旧法第31条第2項(評議会の任務)の(6)において「国家的国民経済計画と国家予算の枠内で」を追加した(本稿73ページ参照)。
- (5) 旧法第33条第3項「執行委員会は地方評議会,おなじく上級評議会の執行委員会に対し直接的に責任を負う。その活動にあたっては執行委員会は国家管理諸機関の命令に従う義務を有する」が「執行委員会は執行委員会を選出した地方評議会,国家権力の諸機関,上級評議会の執行委員会および閣僚会議に対し責任を負う。その活動にあたっては執行委員会は上記の諸機関の命令を遂行する義務を有する」と変更された。
- (6) 旧法第34条「国家管理諸機関は執行委員会に付属 して特別の部門別諸機関を創設することができる。それ らの部門別諸機関は専門的な指導の点では上級の管理諸 機関に従属し、その他の活動においては執行委員会に従 属する」が「地方評議会の活動分野に関連した部門別諸

管理任務は執行委員会の部門別管理機関によって遂行される。それらの部門別管理諸機関は一方では執行委員会に従属し、他方では上級部門別管理機関に従属する」と変更された。

上に列挙した諸変更は評議会を、閣僚会議を頂点とする行政機関体系の「環」から国家会議、幹部会を頂点とする国家権力機関体系の「環」へと位置づけたことを明瞭にしたところに本質があった。その背景を若干見ることにしよう。この際にはまず1954年にはマティアス・ラコシと鋭く対立していたイムレ・ナジが閣僚会議議長となっていたことを想起する必要がある。1954年5月の第3回ハンガリー勤労者党大会への報告のなかでイムレ・ナジはそれまでの評議会の位置づけおよび活動を総括して以下のようにのべた。若干長いが関連部分を全文引用することにする。

「国家権力の行使のなかでなされる地方評議会の諸課題の遂行は、地方評議会が、わが国の憲法がその点を明示的に指示しているにもかかわらず、国家会議あるいはハンガリー人民共和国幹部会に従属しないで国家管理機関、つまり最終的には閣僚会議——閣僚会議は3年前にこの事項を内務省に委ねた——に従属していた、今日ですらそうだ、という事実によってそこなわれてきた。

地方評議会の生命力は大衆との接触の拡大にある。この方向にそって地方評議会の活動を発展させるうえできわめて重要な手段となっているのは地方評議会の副次的委員会である。この分野にもまた一連の未解決の諸問題がある。しかし最大の欠点はこれらの委員会の半分以下しか実際には機能をしていないということだ。地方評議会の強化のための最重要な前提のひとつは副次的委員会の活動を発展させることである。

地方評議会の大衆活動においてきわめて重要な意義をもっているのは地方評議会が他の大きな大衆組織との間に保持しているところの接触の問題である。これらの大衆組織との協力のための前提条件は全て存在している。なぜなら大衆組織――労働組合,勤労青年同盟,民主婦人同盟――は彼らの地方代議員あるいは指導者を通じて地方評議会の執行委員会に代表者を出しているし,逆に地方評議会はその構成員を通じて大衆組織の地方機関に代表者を出しているからである。それにもかかわらずこの分野にもまた解決さるべきことがまだ沢山ある。地方評議会と大衆組織との間の密接な協力だけが広範な勤労大衆の国家の管理への積極的な参加を保障することができるのである。

社会主義的タイプの国家の主要な組織原則は民主集中 主義であるが、これはわが国の人民民主主義制度におい ても適用されねばならないものである。われわれはこの 原則を地方評議会の実際の活動に一貫して適用してきた わけではなかった。わが国の中央国家機関はあまりに集 中化されていると同時に膨脹しており、あきらかにこれ が中央国家機関があまりに複雑化しかつ官僚主義化して いることの原因となっている。わが国の工業,農業,公共 医療およびわが国の経済全体の機関はまさに国家機関そ れ自体のシステムと同じくらい、否おそらくそれ以上に 集中化、膨脹化、官僚主義化している。この二つの事実 は地会評議会にきわめて悪い影響を与え、地方評議会の イニシァティブと活動性をおさえ, 勤労大衆の活動を無 力化させているのである。国家管理システムと地方評議 会の活動の再組織化およびそれらの社会主義的活動原則 の転換は経済機関の再組織、国家機関および経済機関双 方の過度の中央集権化の廃棄, 簡素化を要求している。

国家管理諸機関、経済諸機関および地方評議会の間の 諸関係を規制することが重要である。

地方評議会の発足以来,地方評議会にはきわめて多数 の新たな諸課題がゆだねられた。しかしそれと同時に過 度の集中主義がますます前面に出てきた。これはたえが たい状況を導き出した。つまり中央管理諸機関が公式に 地方評議会に多数の任務を委任する一方で,過度の中央 集権化のために地方評議会の独自活動は発展できなかっ たばかりでなくかなり縮小すらしたのであった」(注7)。

先に見た1954年改正はこのイムレ・ナジの主張からすればただちに了解されるであろう。しかしここで1954年 改正と1972年改正との関係を見ておく必要がある。

1954年改正の意図は評議会のイニシェティブを強め、住民との接触を拡大しようとする点にあったが、実際には行政機関からの規制を弱めるという方向で具体化されたにとどまった。この意味で1954年改正はナジの主張からすれば妥協的、不徹底なものでしかなかった。むしろ彼の主張は1972年改正でほとんど全て実現したといえるだろう。つまり1972年改正は1954年改正の理念の発展的継承と言うことができるのである。しかし同時に1972年改正は理念の実現のやり方としては1954年改正そのものをむしろくつがえし再び地方評議会に対する指導権限を閣僚会議に戻したわけである。

要 約

新法における評議会に関する規定の特質は評議会の住民利益代表的機能,自治的機能の強化に帰着する。これは

1954年のイムレ・ナジの主張、1954年改正の実現であり、 またその延長上にあるものである。そしてまたこの部分 は新法の各所に見られる民主化条項の中でも最大の意義 をもつものとハンガリーでは考えられている。そのひと つを紹介しよう。アナトリー・アグラノフスキーは彼の おこなったインタヴューから次の言葉を紹介している。 「わたしはハンガリー社会主義労働者党中央委員会でP・ バルガ、L・ペリエシ面中央委員会部長代理、K・バノ ム部長とこのことを話しあった。かれらは言った。社会 主義的民主主義の拡大はハンガリーでは三つの主要な 方向ですすめられている。それは党内民主主義の発展、 工場民主主義の強化、評議会活動の充実である。三つの 過程が時期的に**─致したのもけっして偶然ではない。**そ れらは相互に結びついておりひとつを他から切りはなす こともできないし、どれかひとつを先走らせることもで きない。……かさねていうが評議会の役割の強化はプロ レタリアートの執権(=独裁---引用者)の確立をもたらす にちがいない――ハンガリーの同志たちは現在、このよ うに問題を提起している。」(注8)と(傍点は引用者)。

5. 裁判所

<裁判所と裁判官の構成>

裁判所と裁判官の構成に関する規定は新・旧法ともに 全く同一である。

「ハンガリー人民共和国においては裁判はハンガリー人民共和国最高裁判所、県裁判所、郡裁判所によっておこなわれる」(旧法第36条第1項、新法第45条第1項)、「法律により特定事項に関する特別裁判所の設置を定めることができる」(旧法第36条第2項、新法第45条第2項)

「裁判は職業的裁判官と人民陪審員からなる裁判所(新法では「協議会」) によっておこなわれる。法律はこの規定の例外を認めることができる」(旧法第37条,新法第46条)

「ハンガリー人民共和国最高裁判所は全ての裁判所の 裁判活動と判決の採択に対し原則的指導を行なう。最高 裁判所は全ての裁判所に対して拘束力をもつ指導的原則 および原則的判決を定めることができる」(旧法第38条, 新法第47条)。

<裁判官の就任と任期>

旧法によれば裁判官は全て選挙によってその職につく ものとされていた(第39条第1項)。しかし憲法上では 最高裁判所長官と最高裁判官が国家会議によって選出さ れる(第39条第3項)という規定以外には具体的に選出 母体は指定されていなかった。また任期は最高裁判所長官と最高裁判官は5年、県と郡の裁判官は3年とされていた(第39条第2項)。ところで実際の「選出」はどのようにしておこなわれていたのだろうか? M・コロムの述べるところによれば最高裁判所長官は国家会議が選出、最高裁判官は幹部会が選出、その他の職業的裁判官は決務大臣が任命、人民陪審員は関係地方評議会が選出することになっていた(注9)。つまり下級裁判所の職業的裁判官の就任は明らかに憲法に違反するやり方でおこなわれていたことになる(最高裁判官の選出についても憲法通りにはなされていないが、幹部会は国家会議の権限を代行できるので違法ではない)。

さて旧法の規定、さらに、それにすら違反していた運 用はいくつかの問題点を含んでいた。第1に最高裁判所 長官と最高裁判事の任期が5年間であるということは選 出母体である国家会議の代議員の任期4年間よりも長い ということであってこれは前者が後者の統制下にあると いう原則と矛盾している。第2に下級裁判所の職業的裁 判官が行政機関の一指導者である法務大臣の任命制の下 におかれているということはその任期が3年間ときわめ て短いこととあいまって裁判官の身分を不安定なものと し司法の行政への従属を産み出すことになる。これは裁 判官は独立であり法律のみに従う」(旧法第41条第2 項)という司法権の独立の原則と矛盾している。要する に旧法の規定は最高裁判所に対する無統制と下級裁判所 の行政への従属の危険性を孕んでいた。1949年にはじま るデッチアゲ政治裁判が合法的な紛飾の下におこなわれ えたなかで裁判所が果たした役割の背景にはこのことが 無視できない要因として存在したに違いないのである。

M・コロム法務大臣によれば新法では国家会議による 最高裁判所に対する統制の確立と司法の独立の保障が意 識的に追求されたという。まず最高裁判所長官の任期は 4年間とされた(新法第48条第2項)。その他の職業 的裁判官(最高裁判事,下級裁判所裁判官)は全て幹部会 によって選出されその任期は不定期間(つまり任期の指 定が削除)とされた(新法,第48条第3項)。裁判官の解 職については旧法では「選挙された裁判官は解職され うる」(第39条第1項)となっていたのを新法では「選 挙された裁判官は法律の定める理由に基づき解職されう る」(第48条第1項)とした。つまり恣意性の排除が考 慮されている。

<被告の権利>

被告の権利に関する憲法上の規定は旧法では第40条で

与えられる。「第40条 (1)裁判所の公判は,法律によって 予め定められた場合を除き公開でおこなわれる。(2)被告 は法廷での審理の際には弁護権をもつ。」これが新法では 次のようになった。「第49条 (1)法廷での公判は法律によって予め定められた例外を除き公開される。(2)刑事責任 を問われた者は訴訟過程の全段階において弁護権を有す る」つまり新法は被告の弁護権の適用範囲を拡大した訳 である。M・コロムによればこの点は改正作業の当初に は予定されていなかったが作業過程の中で提案され採用 されたものであるという(注10)。

<裁判所の任務>

旧憲法。「第41条 (1)ハンガリー人民共和国の裁判所は 勤労人民の敵を処罰し、人民民主主義の国家・経済およ び社会の制度、人民民主主義の諸施設ならびに勤労者の 諸権利を防衛かつ保障し、社会主義的共同生活の規則を 遵守する精神で勤労者を教育する」

新憲法。「第50条 (1)ハンガリー人民共和国の裁判所は国家・経済および社会の制度、市民の諸権利と法律上の利益を防衛かつ保障し、犯罪の成立に対し懲罰を加える」

旧法のアンダー・ラインをひいた部分は新法で削除された部分であり、新法の傍点部分は新法でつけ加えられた部分である。ここで明らかとなる新法の特色は第1に「勤労者の諸権利」を「市民の諸権利」へと変更することにより裁判所によって保護される層が全国民に拡大され、第2に裁判所の教育者的機能が否定された点にある。第3に「勤労人民の敵」という曖昧で恣意性の入りうる表現が棄てられ「犯罪の成立」という客観的対象が処罰の対象となった。第4に市民の利益擁護的機能が前面に出された。

〈要 約>

改正によって裁判所は国民の代譲機関(国家会議,幹部会)の統制に服する一方で行政機関からの独立を保障された。裁判所の任務からは直接的な階級原則が除去され,この面は法体系の性格そのものつまり国家会議の活動分野にゆだねられた。かわって市民の権利保護的任務が主要なものとされた。さらに被告の権利が拡大された。要するに裁判所からは恣意性の発生する余地と「人民」弾圧的性格が弱められた。

6. 検 寒

検察に関する規定も裁判所における場合と同様の変更 を加えられている。

<検察官の就任と任期>

検事総長は国家会議で選出されるがその任期は旧法の 6年間から新法では4年間に短縮された(旧法第43条第 1項、新法第52条第1項)。任期短縮の理由は最高裁判 所長官の場合と同様である。その他の検察官は検事総長 が任命する(旧法第43条第3項、新法第53条第1項)。

<検察官および検察当局の任務>

旧憲法。「第42条 (2)検事総長は省およびその管轄下の諸施設、その他の諸機関、おなじく国家権力の地方諸機関ならびに市民が法律の正確な遵守をおこなっているかどうかを監視する。(3)検事総長はハンガリー人民共和国の制度、安全および独立をそこなうかまたはそれらをおびやかすところのあらゆる種類の活動が系統的に訴追されるよう配慮する」

新憲法。「第51条 (1)ハンガリー人民共和国検事総長と 検察当局は社会の法秩序、国家の安全と独立を破壊する ところのあらゆる行為を断固として追求し、市民の諸権 利を防衛する。(2)検察当局は捜査の適法性を監視し、裁 判においては原告側を代表する。(3)検察当局は国家、社 会、協同組合の諸機関おなじく市民が法律を遵守しまた 法律遵守に努めるよう協力する。法律違反が生じた場合 には検察当局は適法性の防衛にあたる」

傍点を打った部分が新法で新たにつけ加えられた部分である。改正点は以下の三つである。(1)「市民の諸権利を防衛する」という規定がつけ加えられた,(2)「捜査の適法性を監視する」という条項が設けられた,(3)法律の遵守を「監視する」(надзор)という表現が「協力する」(содействовать)という表現にかえられた。以上は要するに旧法では検察当局(官)の主要任務が国家諸機関や市民等に対する監視と訴追と理解されていたのに対し、新法では検察当局自身の活動も含め違法行為の発生を事前に防ぎ市民の諸権利を擁護する点にあると理解されていることを意味している。

検察当局(官)が上に見たような任務を果たすためには これらの機関が容易に自ら違法行為を犯す存在になりがちなため これらの機関自身に対する統制がきわめて重要であろう。旧法はこの点で重大な条項をもっていた。 つまり「第44条 検察官はその活動において国家管理諸機関および国家権力の地方諸機関から独立している」がそれであった。新法はこの条項を削除した。

- (11:1) Mihály Korom, op. cit., pp. 18-19.
- (2:2) Miklós Gárdos, ed., op. cit. p. 65.
- (注3) Ibid., p. 66.
- (注4) Mihály Korom, op. cit., p. 20.

(注5) 現在ハンガリーには県評議会が19, ブダペシュト評議会, ブダペシュトの地区評議会が7, 市および農村評議会が1875存在している。

(注6) アナトリー・アグラノフスキー「権力をとっている人民――ハンガリー人民共和国」、(『平和と社会主義の諸問題』 1973年春季号) 94ページ。

(注:7) Imre Nagy, "Tasks of State Appratus and Councils in Hungary (Report to Third Congress of Hungarian Working People's Party on May 28, 1954)," For a lasting Peace, for a people, s democracy, Friday, June, 4, 1954, No. 23 (291).

(注8) アナトリー・アグラノフスキー 前掲書 93ページ。

(注9) Mihály Korom, op. cit., p. 19.

(注10) Ibid., p. 17.

V 市民の権利と義務

市民の権利・義務に関する規定は旧法では第8章「市民の諸権利と諮義務」(第45~61条),第9章「選挙制度の基本的諸原則」(第62~66条)で与えられ,新法では第7章「市民の基本的諸権利と諸義務」(第54~70条),

「選挙制度の基本的諸原則」(第71~73条)に定められている。ただ新法では第1章にもこの分野に関連する条項があり、ここではこれも含めて検討することにする。

旧法で与えられている権利・義務は次の通り。

権利: ①その量と質にふさわしい支払いを伴う労働の権利,②休息の権利および休息と保養の場所を利用する権利,③健康を保護される権利,④労働能力を失った時に手当をうける権利,⑤教育をうける権利,⑥法の前での平等の権利,⑦性,信仰,民族の同権,⑧結婚および家族制度を保護される権利,⑨勤労人民の事業に奉仕する科学活動および現実ならびに人民の生活と関争を表現し人民の勝利を祝う芸術の自由,⑩良心の自由および宗教的礼拝の自由,⑪言論,出版および集会の自由,⑫結社の自由,⑬身体の自由と不可侵,通信の秘密,個人住居への不可侵の権利,⑭選挙権および被選挙権。この他に外国人に対してはハンガリーへの亡命権が明文化されている。「第58条 ②自己の民主主義的活動および民族解放のための闘争のゆえに迫害されている外国市民はハンガリー人民共和国に避難権をもつ」。

さて以上に列記した諸権利は全てが全市民に与えられるものとは限らない。全市民に与えられる権利は①,②⑥

⑦89⑩⑪筠⑭であり、345四は勤労者のみに与えら れるものとされる。さらに⑨⑪⑭については事実上権利 の行使に制限がもうけられている。 ⑨についてはすでに 明らかなように科学・芸術活動は勤労人民の事業に奉仕 し人民の勝利を祝うことが前提とされているし、⑪につ いても言論,出版,集会の自由は「勤労者の利益にしたが い」という条件が付されているほか,「第55条 (2)この権 利が行使されるため、国家は必要な資材を勤労者の処分 にまかせる」という条項がつけ加えられている。⑭につい ては「第63条 (2)勤労人民の敵と精神病者は法律によっ て選挙権をもたない」と定められている。つまりこれら の権利の制限は市民の権利は人民民主主義に奉仕する限 りで許容されるという原則に基づくものなのであって本 質的には思想・信条の自由の問題である。上記の論理か ら同様にして⑥の法の前の平等もまた条件づきのもので ある。

義務: ①「第59条 人民財産の防衛,社会的所有の強化,ハンガリー人民共和国の経済力の強化,勤労人民の生活水準と文化水準の向上および人民民主主義制度の強化はハンガリー人民共和国市民の基本的義務である」

② 祖国防衛の義務および兵役義務

<新法での規定はどうか?>

新法は第7章「市民の基本的諸権利と諸義務」の最初の条文で権利,義務にかかわる基本原則を新たに追加した。「第54条 (1)ハンガリー人民共和国においては市民の諸権利を尊重する。(2)ハンガリー人民共和国においては市民の諸権利は社会主義社会の利益と調和して行使されねばならない。諸権利の行使は、市民の諸義務の遂行と不可分のものである。(3)市民の基本的諸権利と諸義務にかかわる諸規則はハンガリー人民共和国の法律により定められる1

新法が定める諸権利のリストは、旧法のそれを全て継承しつつも若干のしかし本質的な追加と変更をおこなった。①③の健康を保護される権利については「生命、身体の保全」がつけ加えられた。また旧法では③を保障する条項として「第47条 (2)ハンガリー人民共和国は広範な社会保険と医療サーヴィス組織を通じてこの保護と援助を実現する」があったが、この部分を新法は拡充し「第57条 (2)ハンガリー人民共和国はこの権利を労働保護、保健施設、医療サーヴィスの組織化および人間をとりまく環境の保護を通じて保障する」とした。回旧法では労働能力を失った時に手当を受ける権利があるとされていたが新法はその他に「老齢」と「病気」を追加した。②

科学、芸術活動については、すでに見たように旧法では 厳しい制約がつけられていたが新法ではそうしたものを とり除いた。「第60条 ハンガリー人民共和国は科学およ び芸術の創造活動の自由を保障する」。○新法は市民の国 政参加に関し次の規定を新しくつけ加えた。「第68条 (1) 全ての市民は公共的問題の解決に参加する権利を有しま た社会的任務を良心的に遂行する義務を有する。(2)諸市 民は国家的および社会的組織に対し社会的利益を示す諸 提案をおこなりことができる。これらの諸提案はそれら の意義に応じて検討されねばならない」。
③9の選挙権 被選挙権の制限については先に見た旧法第63条第2項が 削除され「第72条 (3)選挙権を与えられない場合につい ては法律で定める」こととされた。◎⑩,⑩つまり言論・出 版・集会の自由と結社の自由を除いて全ての諸権利は「市 民」に与えられるものとなった。上記の例外については 各々「社会主義および人民の利益に基づき……保障する」 (第46条)、「この権利は法律により規定される。」(第65 条第1項)という制限規定が設けられているのである。

要するに新法は社会からの物質的給付,教育・科学・芸術については社会的差別や活動の制限をとり除き,また社会的諸問題の解決に対する市民のイニシァティブを市民の権利の問題として確認した。こうして社会主義的民主主義の根幹をなす民主的諸権利の点で旧法よりもはるかに前進した訳である。しかし民主主義の核心である政治的民主主義(その前提としての思想・信条の自由)については依然として制限が続けられているのである。

義務に関する規定については基本的には旧法を継承した。ただ旧法第59条(本稿78ページ参照)については「勤労人民の生活水準と文化水準の向上および人民民主主義の強化」の部分が「教育水準の向上,国の自然的・文化的資産の保護,社会制度の強化」という表現におきかえられた。

VI国章の変更

国章はハンガリー事件直後の改正(1957年2月)でそれ以前の「小麦の穂の東でふちどられた空色の円形の大地の上にあるハンマーと小麦の穂である。大地の上には大地にむかって光線を出している5尖の赤い星がおかれ下にはわきをたたみこまれている赤・白・緑のリボンがおかれる」(旧法第67条)となっていたのから「ハンマーと小麦の穂」(これは労農同盟を表現している)を削除し、かわりに「赤・白・緑の楯」を置くことになった。新法はこれを継承した。

VII 新憲法と社会主義理念

--- 若干の考察 ---

本稿をしめくくるにあたり新憲法が提起した若干の社 会主義の理念にかかわる諸問題について簡単な検討をお こない、そのなかで新憲法の意義と問題点を整理するこ とにしたい。すでに見てきたところから新憲法の基本的 特徴を筆者なりに整理してみるならば,それは次の3点 であろう。つまり第1に民族的自主性(具体的には国家 の独立性)の確認,第2に経済改革の承認,第3にプロ レタリアート独裁権力の一層の強化の三つである。第3 の点についてはさらに二つの側面があることを見ておく 必要がある。新憲法ではプロレタリアート独裁の強化は 一方では党の指導的役割の明文化および非常事態におけ る防衛会議の設置に示されるような権力防衛的条項の新 設に表現されており、また他方では権力基盤自体の拡大 に求められているのである。さらにこの後者は具体的に は全人民的同盟政策,市民的自由および権利の拡大,市民 の公共問題への直接的参加権の確認、社会的諸組織の政 策決定における役割の強化・地方自治の推進のような下 からのイニシァティブと国家機関に対する統制の強化、 これとも関連するが国家機関の権力乱用防止条項の導入 等,一言で言えば種々の側面からの民主化の推進にその 表現を見出している。もっとも上記の三つの基本的特徴 は相互に関連しあったものである。なぜなら民族的自主 性ということは本質的には社会主義国家間の関係におけ る民主化と考えられるべきものであるし、経済改革はそ れ独自の経済的要因から必然化されたものであると同時 に、ハンガリーにおいては生産点における民主化と切り 離しがたく結びついているからである。つまり新憲法の 諸特徴は各々独自の側面をもちつつも、その根本におい ては民主化を共通項としていると考えられるのである。

ところで上記の三つの**諸側面が社会主義の理念と深い** 関連を有していることは論をまたない。

民族的自主性とプロレタリア国際主義の関連は理論的には解決済みのはずであるが実践的には相変らず今日の最大の問題である(この問題は各国共産党間の関係と、社会主義国家間の関係という二つの要素からなっているとおもわれるが、両者は本質的には同質の問題であると考えられるので本稿では特別に区別しない)。理論的には解決済みのはずだというのはコミンテルンの解散に際して国際共産主義運動における国際的中心の使命は果たさ

れ今や否定的な要因に転化したという認識が確認されて いるし,1960年11月のモスクワ81カ国共産党・労働者党代 表者会議の声明は各国共産党が相互に平等であることを 宣言しているからである。つまり「共産主義インターナ ショナルの解散を勧告する共産主義インターナショナル 執行委員会幹部会の決議 (1943年5月15日)は「戦争の はるか前に、各国の内外における諸関係の複雑化が増大 するとともに、どのような種類の国際的中心といえども 個々の国の運動が直面している問題を解決するに際して 打ち克ち難い障害に出会うであろうということがますま す明瞭となった。……過去の4分の1世紀における事態 の発展と共産主義インターナショナルによって蓄積され た経験とは、共産主義インターナショナルの第11回大会 によって選ばれた, 労働者を統一するための組織形態は 労働者階級の第1次的な段階にはかなっていたが、この 運動が伸長し個々の国におけるその問題が複雑化したこ とによって乗り越えられ、全国的な労働者階級政党が一 段と強化するためにはかえって邪魔物になってしまった ことを雄弁に示した」(注1)と明瞭にのべているし、81カ 国声明は「すべてのマルクス・レーニン主義党は独立し た平等な党であり、各国の具体的情勢に応じマルクス・ レーニン主義の諸原則にしたがってそれぞれの政策をた てており、しかもたがいに支持しあっている」(注2)。と のべているのである(もっともこの声明はこの規定と矛 盾する表現を上記の部分のすぐあとにもっている。「各 共産党・労働者党は国際共産主義運動のもっとも経験豊 かな,きたえあげられた部隊であるソ連共産党が,世界共 産主義運動の一般に認められた前衛であったし、今後も ひきつづきそうであることを一致して声明する」)(注3)。 この他ソ連は1955年6月2日のソ連・ユーゴ共同宣言 (「ベオグラード宣言」)において「会議の間に扱う問題を 考え、かつ国際間の信頼と協力を強化するために両国政 府は次の諸原則から検討をはじめた。集団保障にだけし か頼れない平和の、不可分性の原則、主権、独立および 領土保全尊重の原則、国家間の相互関係ならびに他国と の関係の平等の原則。……いかなる理由があるにせよ、 経済であれ、政治であれ、思想的のものであれ、国内問 題にたいしては相互尊重を旨とし不干渉の原則に従う。 国内組織の問題、社会制度の相違、社会主義発展型式の 相違はあくまで各国独自の関心事であるからである」 (注4) ということを承認しているのである。だが実践的 には未解決の問題であるというのは上記の諸確認が決ま って反古にされてきたのが少なくとも今日までの状況だ

からである。たとえば1947年9月のコミンフォルムの創 設、これの事実上のインターナショナル・センターへの 変質、しかもこの過程がソ連共産党の支配党的地位の確 立と重なりあっていたことは、その第1のあらわれであ る。「『数カ国共産党代表者情報会議』にかんする共同声 明」によればコミンフォルムはこの会議に参加した9カ 国の共産党・労働者党(つまり一部の共産党)によって組 織されるものであり、かつ「情報局の任務は諸党間で経 験の交換をやり、必要の場合には相互の同意にもとづい てその活動を調整することにある | (注5)とされていた。 しかし実際には1948年6月28日の「ユーゴ共産党党内情 勢にかんするコミンフォルムの決議」は一方的にユーゴ 共産党の内外政策を断罪し、その上でユーゴ共産党員に 対し「現在の指導者に迫ってかれらの誤まりを公然と率 直に認めさせそれを是正させるとともに民族主義路線と 絶縁し国際主義に復帰しあらゆる方法をもって帝国主義 と闘争する統一戦線を強化することである。もし現在の 指導者にその能力がないことが証明されたら、かれらを 退けて党内に新しい国際主義的指導を確立することであ る」(注6)と呼びかけたのである。ここで民族主義路線と は、ソ連共産党の指導を受け入れないということであっ た。これはたとえばこの決議の一周年にあたってコミン フォルムが出した決議が「チトー一味の裏切り政策によ って、共産党、労働者党にとってなおさらはっきりした ことがある。それはソ連とソ連共産党(ボリシェビキ) こそ、世界共産主義の中心であり、同志スターリンを先 頭とするソ連共産党(ボリシェビキ)は国際プロレタリア ートの、世界の勤労者の指導者であり教師だということ である。そしていずれのプロレタリアート政党にとって も、その革命的本質を定める決定的要因はソ連およびソ 連共産党(ボリシェビキ)に対する態度だということが ますますはっきりしてきた」(注7) とのべていることに その本質は明らかになっているといえるだろう。このユ ーゴ決議のあとコミンフォルムに参加していない諸共産 党に対しても事実上の指令が出されるようになる。こう してソ連共産党はコミンテルン解散の際の決議を事実上 否定し自ら国際的中心になったのである。

もうひとつ事例をとりあげるとすればそれは1968年8 月のチェコ侵入であろう。事件直後(1968年9月)にひ らかれたポーランド統一労働者党大会での演説において ブレジネフ書記長は一方で「われわれはいずれの国の内 政干渉にも国家主権の侵害にもだんこ反対である」とい いながら、すぐそのあとで「社会主義に敵対する内外の

勢力が、いずれかの社会主義国の発展を資本主義の方向 にまげようとするとき……したがって全体として社会主 **義共同体の安全が脅威にさらされるときにはこれは、** もはやその国の国民だけの問題ではなく、全社会主義諸 国の共通の問題となり心配事になるのである」(注8)と して社会主義国の主権が制限されうるものであることを 主張している。このソ連共産党の見方をもっと率直にの べているのはエス・コバリョフである。彼は「社会主義 諸国の主権と国際主義的義務」と題する論文(1968年9 月26日)の中で「社会主義共同体を構成している他の諸 国家の体制内にあるそれぞれの社会主義国はこの共同体 の共通の利益から自由ではありえない」(注9),「ある社 会主義国が『ブロック外』の立場に立とうとしているば あいでも、その国は事実上、まさに社会主義共同体---なによりもまずその主力であるソ連――の威力のおかげ でその国家的独立を維持しているのである。社会主義体 制のいずれの一環が弱くなってもすべての社会主義はそ の影響をまともにうけるのでこれは無関心ではいられな い」(注10)、「兄弟国の共産主義者は当然のことながら、 チェコスロヴァキアが反社会主義的変質の危険にさらさ れているのを見ながら、社会主義国の抽象的な主権など のために行動しないでいるというようなことはできなか った」(注11)と公然と主権の制限を擁護しているのであ る。

だが民族的自主性の問題は今日の被害者が明日には、 いや今日からすでに加害者になりやすいということのな かにその複雑性と困難性を有している。平田重明氏はこ うした点を指摘しつつその実例としてユーゴとアルバニ アの関係を提出されている。つまりアルバニア労働党史 によればユーゴがアルバニアを第7番目の共和国にしよ うとして種々の諸問題について大国主義的態度をとった というのである(注12)。もうひとつの実例は中国共産党の 行動であろう。周知の中ソ論争のなかで中国共産党はソ 連共産党に対しては党と社会主義国間の平等の擁護者と して登場している。たとえば1964年2月4日付の「ソ連 共産党指導部は現代最大の分裂主義者である」(いわゆ る第7論文)の中で中国共産党は「ソ連共産党指導部は かれらの大国排外主義の政策をおしすすめるにあたって 手段をえらばずしばしば兄弟国に政治的、経済的、ひい ては軍事的圧力を加えている」(注13),「ソ連共産党指導 部は、宣言と声明が規定している兄弟党間の関係につい ての準則にそむいて, 兄弟党の独立と平等の地位を無視 し、あくまで国際共産主義運動のなかに封建的な家父長 的支配を確立して兄弟党間の関係を『親子の党』の関係に変えようとしている」(注14)とソ連を批判している。しかしこの同じ論文の中でまたこの他の当時の諸論文のなかで中国共産党は他の諸共産党とその路線に対して公然と攻撃を加えているのである。その後の文革の過程でそれが一層激化していったことは周知の事実である。

以上のように見てくるならば国際共産主義運動における民族的自主性の問題は今日これを擁護している者も含めて常におちいりやすい最大の危険な領域だということが明らかとなる。さてハンガリーの新憲法にもどって考えてみよう。新憲法はすでに見たように前文の表現を若干変えたなかでのみこの問題と関連している。しかし先に引用したような制限主権論が公然と主張されているという厳しい状況の中において考えて見るならば、またラコシ時代の悲劇が基本的には対ソ従属に起因していたことを考えるならば、この若干の変化にはきわめて本質的意義が付与されていたであろうことが推測される。

次に経済改革について若干見ることにしよう。斉藤稔 氏の評価によればハンガリーでは経済改革が経済的・社 会的改革として着手された点に特色があるとされ、特に 「決定過程の民主化」がそこで大きな意味をもっていた とされる。しかし結果的には「経済改革としては一応の 成果は見たものの社会的改革としては成功していない」 (注15)とされている。つまり民主化は企業管理者層レベル にしか及んでおらず直接生産者の経営への参加は不十分 でありそのために一種の「経営資本主義」に類似したも のがあらわれているというのである。その理由として氏 は「政治的障害(つまり対ソ関係――引用者)の存在と ともに,経済的合理性ないしは効率という基準と,民主 化ないしは労働者自治という基準とが簡単には一致しな いという原理的レベルの問題が存在する」(注16)というこ とを指摘されている。筆者は以上の斉藤氏の評価に賛問 するものであるが、ハンガリーの経済改革が社会的改革 つまり民主化という点を実際上はネグレクトしていると いう点については若干の異議を感じている。筆者の見る ところではハンガリーの共産主義者たちは経済改革を民 主化と結びつけるためにいくつかの重要な要素を企業管 **理の中に導入したようにおもわれるのである。まず少な** くとも生産点における民主主義を社会主義的生産関係の 不可分な要素と考えているという点については、たとえ ば本稿76ページのアナトリー・アグラノフスキーの引用 のなかでハンガリーにおける民主主義の主要な発展方向 のひとつに工場民主主義があげられている点に示されて いるしまたこの工場民主主義について先に紹介したマル トン・ブザが「計画的に組織された生産の諸形態を成熟さ せるためには……社会主義的民主主義の発展などの一連 の段階を通過しなければならない。いちばんあとの場合 には、社会のもっとも重要な活動部面である物質的生産 の部面が含まれる。労働者階級の政治権力……の歴史的 任務は、とりわけレーニンの言葉を借りて言えば『実際に 生産を社会化する』ことにある。この権力は、労働過程 で管理するものと管理されるものとも敵対的な対立をと りのぞき、歴史上はじめて工場における民主主義の発展 を生産関係、すべての社会関係の発展の不可欠の要因と する。……ハンガリーの共産主義者は企業での民主主義 の発展を労働のいっそうの社会化の不可分の構成部分と 考えながら,この問題に大きな意義を認めている」(注17) とのべていることからも明らかであろう。問題は具体的 レベルでどうかという点であるがブザは業務レベルと労 働関係レベルの両面から問題に接近しつつ次のように語 っている。「わが国の社会主義建設の現段階や,今後数年 間の必要を考慮しながら、工場における民主主義の内容 を拡充し、そのフォーラム――労働組合集会、生産会議、 技術会議,社会主義的労働作業班集会など――を強化し てゆかねばならない」(注18)、「経済改革や、企業の創意発揮 や、その経済的自主性の強化に伴い労働組合のまえには 大きな可能性がひらかれている。改革を通じて労働組合 の権限は、もし工場管理部の行動が労働関係の分野で規 則や協約に違反し、あるいは社会主義的道徳に反するな らば、これらの行動に対して拒否権を行使しうるまでに 拡大された」(注19)と。また彼は工場民主主義の一内容とし て1967年の労働法が企業活動の全分野に関する情報を勤 労者に与えることを企業管理部の義務としたということ を指摘している。もちろん、ハンガリーでは労働者の自主 管理は問題となっていない。したがって本来工場民主主 義であれば当然実現すべき企業管理部の選挙制は提起さ れていないのであってこれが民主化の不徹底性の核心で あろう。しかし斉藤氏が指摘されるように経済効率と民 主化はアプリオリに合致する訳ではないから、問題は具 体的諸条件の下でこの二つの基準をいかに結合するかと いう点にあるといえるだろう。ハンガリーの形態は本質 的には一種の労働者統制ではないかと筆者は考える一 むろん資本制から社会主義への過渡期に見られるそれと は所有形態は異なるけれども――のだが、これが以前の 形態に比べればはるかに前進したものであることは間違 いないだろうし、さらには先に見たようなマルトン・ブ ザ的位置づけの中にこれを置いて見るならば労働者自主 管理への歴史的第一歩であるとも考えられるであろう。

上に見た問題の側面は企業内部における管理に関連し たものであるが、経済改革はもうひとつの側面――とい うよりこの方がむしろ経済改革では主要な関心事とされ ているのだが----つまり国民経済全体の中における企業 の位置づけという側面を有している。周知のように経済 改革では企業に対する義務的計画指標は廃止され企業は 自主的に計画を立てることができるようになった。これ は主として経済効率の面から強制されたのであったが、 したがって計画立案の権限は企業管理者屬に移されたに とどまった訳であるが、にもかかわらず社会主義的生産 における計画化はいかにあるべきかという本質的問題と 深いかかわりをもっている。社会主義的計画化は本来下 からの計画と上からの計画の結合として実現さるべきで あろうが経済改革以前はこの結合は副島種典氏の表現に よれば「『国家』が作成して下におろした経済計画に下部 の労働者大衆が、それを上廻る『呼応計画』を出して超 過遂行を誓う…… | (注20)といった代物であって事実上の 上からの計画化しか存在していなかった。しかもこの上 からのつまり中央計画機関の計画立案に対する国民の統 制メカニズムは存在していなかった。以前のこうしたシ ステムにくらべるならば経済改革で導入されたシステム がはるかに計画化の民主化を表現していることは疑いが ない(新しいシステムが市場原理を基礎においていると いうことは独自の評価を必要とするだろうが……)。要 は企業計画立案に対する下からのイニシアティブを工場 民主主義の発展のなかで作り出すとともに、中央計画立 案に対する独自の統制メカニズムを発展させる点に今後 の課題があるのであろう。

いずれにせよ経済改革のひとつの主要な意義は社会主 義的所有の本質が単なる生産手段の所有形態とか計画化 といった形式のなかにのみあるのではなくしてこれらの 諸形式が直接生産者の経済活動における真の主体として の成長を保証し促進するところにあるのだということを 提起した点にこそある。新憲法は条文の中でこうした思 想を展開している訳ではないが。

第3のプロレタリアート独裁の強化について見ることにする。新憲法の最大の意義は民主化がプロレタリアート独裁を弱めるものではなくて逆にそれを強めるものだという思想を多くの条項の中に具体化した点にある。だが同時に新憲法の最大の問題点もまたこの分野にある。つまり新憲法は民主化の徹底化に対する一連のブレーキ

*

を含んでいる。まず第1に新憲法は憲法上でハンガリー 社会主義労働者党を社会の指導力と規定した。第2に言 論・出版・集会・結社の自由については「社会主義と人 民の利益に基づき」という制約が与えられた。これらが 問題であるというのは特定の思想集団に特権的地位を保 **隨するということが、思想の自由な競争を妨げつまり本** 来のイデオロギー闘争を消滅させ結果的には支配的イデ オロギーも含めて思想の生命力を弱めてしまうからであ り、種々の市民的権利に枠をはめるということが結局は 権力に対する下からの統制を弱めてしまうからである。 マルクス・レーニン主義政党の指導性というものは本来 その党自体の活動によって独自に勝ち取られるべき性格 のものであり法的に定められるべきものではない。また 市民的権利の行使が社会主義を強化するかどうかという 問題は無条件の言論の自由等の条件の下で社会主義的イ デオロギーが勝利するかどうかによってのみ決定さるべ き問題である。結局、この問題は民主主義の核心である 政治的民主主義とプロレタリアート独裁との関係という ことにあるのだが、この場合忘れてならないことは共産 主義が自立した自由な思考を自己の本質的特徴とした人 間によってのみ支えられるとするならば、共産主義の建 設を自己の歴史的使命とするプロレタリアート独裁がこ うした人間の形成を妨げるような形で「社会主義建設」 をすすめるということは自ら墓穴を掘ることになるだろ うということである。こうして具体的レベルで考えてみ るならば新憲法はたしかに身の回りの問題(地域、職場 レベルの) に対する下からのイニシアティブを引き出す に十分な権利は保証したといえようが、時にはイデオロ ギー的性格を持たざるをえない国の基本路線の決定につ いてのイニシアティブを保証するには不十分なのではな かろうかと筆者は考える。

(注1) ジェーン・デグラス編著『コミンテルン・ドキュメントⅢ1929~1943』現代思潮社 444ページ。

(注2) 『世界政治資料』No. 114 1961年11月10日 19ページ。

(注3) 同上書 19ページ。

(注4) ロバント・バス, エリザベス・マーブリィ 共編『ソ連とユーゴの紛争文献 記録(1948~58年)』 日本外政学会 昭和36年 73ページ。

(注5) 『世界政治資料』 No.247 1966年10月25日 61ページ。

(注6) ロバント・バス前掲書 61ページ。

(注7) アメリカ議会図書館編『世界共産主義運動

(1) 1818~1950』時事通信社 626ページ。

(注8) 『世界政治資料』 No.295 1968年10月25日 33ページ。

(注9) 同上書 40ページ。

(注10) 同上書 40ページ。

(注11) 同上書 41ページ。

(注12) 平田重明「東欧の戦後改革とその国際関係」 (『社会科学研究』 第23巻 第5~6合併号 1972年) 244ページ。

(注13) 『国際共産主義運動の総路線についての論 戦』北京外文出版社 1965年 357ページ。

(注14) 同上書 359ページ。

(注15) 斉藤稔「チェコ・ハンガリー型経済改革モデルの基本特徴」(佐藤経明編『ソ連・東欧諸国の経済改革』 アジア経済研究所 1973年) 57ページ。

(注16) 同上書 54ページ。

(注17) マルトン・ブザ 前掲書 124ページ。

(注18) 同上書 124ページ。

(注19) 同上書 126ページ。

(注20) 副島種典「社会主義の特質についての若干の特質」(『中国研究』 No. 47 1972/2) 397ページ。 副島氏の所説は前掲マルトン・ブザの見解と同一のものであって多くの示唆をうけた。

(調査研究部)